

令和5年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和5年12月 8日 開会

令和5年12月12日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和5年第4回奈井江町議会定例会

令和5年12月8日（金曜日）
午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第 5号 奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 8 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町地域交流センター）
- 第10 議案第 1号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第 2号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 3号 令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 4号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	横 山 誠
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
総 務 課 課 長 補 佐	田 中 恵
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

それでは、改めまして、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和5年第4回定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、感染症の予防のため、議場出入口を半分開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、遠藤議員、5番、石川議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から12日までの5日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますので、ご了承をお願いします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。定例会出席、ご苦労さまでございます。

議会運営委員会報告をいたします。

委員会開催日、令和5年9月8日。

調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容、①追加議案について、②その他について。

委員会開催日、令和5年9月11日。

調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容、①議会運営について、②その他について。

委員会開催日、令和5年12月4日。

調査事項、第4回定例会に関する議会運営について。

調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④選挙について、⑤請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑥会議案・調査について、⑦その他について。

以上です。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 5 番

皆さん、おはようございます。

まちづくり常任委員会は、9月定例会以降、4回の所管事務調査を行いました。開催順に報告をいたします。

委員会開催日、9月28日。

調査事項、調査第1号、道路の維持管理について（現地調査を含む）。

担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討した。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望。本町の道路の維持管理では、道路パトロールなどにより状況を総体的に判断し、第6期まちづくり計画・後期実施計画に基づき、実施されていることが報告された。

道路の老朽化が進んでいることから、順次、計画的に改修を進めていただきたい。

今後も、計画的な維持管理、パトロールの強化などにより、安全な交通機能の維持に努めていただくとともに、次期まちづくり計画の策定では、必要な財源確保と適切な規模の事業を登載し、道路の老朽化対策に取り組んでいただきたい。

委員会開催日、10月4日。

調査事項、調査第2号、道の駅の維持管理について（現地調査を含む）。

担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望。道の駅の利用者は、令和2年度、3年度にはコロナ禍の影響を受け、減少傾向が続いたが、令和4年度には新型コロナウイルス感染拡大防止の行動制限が緩和され、回復傾向にあることが報告された。

施設の利用、維持管理において、指定管理者と十分な協議・連携の下、道の駅として機能が発揮され、にぎわいのある施設として適切な管理運営に努めていただきたい。

本年度をもって指定管理期間が満了となるが、これまでの指定管理業務に対する評価・検証等を十分に分析し、観光拠点である施設の活性化に向けて、指定管理の選定や施設運営がなされるよう要望する。

委員会開催日、10月12日。

調査事項、調査第3号、排水機場の管理状況について（現地調査を含む）。

担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望。近年、台風等による集中豪雨や融雪水の増加により、内水氾濫の危険性が高まる中、排水機場の役割は大変重要である。

老朽化により機能低下が懸念されていた奈井江排水機場、新奈井江排水機場では、道営事業により計画的に改修工事が進められ、平成30年度に完了したこと、高島排水機場では令和5年度に実施設計、令和9年度までの5か年で改修する計画であることが報告された。

今後においても、適正な施設の点検・維持管理を行い、円滑な運転の実施により、住民の安全、安心な暮らし、農地の保全に努めていただきたい。

委員会開催日、11月2日。

調査事項、調査第4号、役場新庁舎について（現地調査を含む）。

担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望。役場新庁舎については、建築・電気・機械とおおむね順調に進んでおり、予定どおり年内引渡しを予定されていること、新庁舎開庁後に解体工事、附属棟の新築工事、外構工事を実施することが報告された。

人件費や建築資材等の高騰が続いていることから、経済動向を十分に注視しながら整備を進めていただきたい。

また、新庁舎開庁後も工事が続くことから、引き続き来庁者の駐車場を確保し、安全に来庁いただけるよう配慮いただきたい。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

（広報常任委員会）

●議長

続きまして、広報常任委員長、4番遠藤議員。

（広報常任委員長 登壇）

●4番

皆さん、おはようございます。

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、9月14日、10月12日、10月20日、11月1日と計4回の委員会を開催し、議会だより第33号の紙面構成、編集、校正を行い、11月15日には、議会だより第33号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告、定期監査報告、公の施設の指定管理者監査報告につきましては、書面報告のとおりでありますので、ご了承をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時09分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第4回定例会、ご出席、ご苦労さまです。

令和5年第3回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係ではありますが、11月15日には全国町村長大会に出席しております。

大会では、添付資料のとおり、地方交付税等の一般財源総額の確保、子ども・子育て政策の強化など17項目に及ぶ決議を行うとともに、防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議などを行ってまいりました。

次に、11月21日には、本年度の奈井江町表彰式を挙げております。

表彰の部、社会福祉部門では、交通安全協会会長をはじめ、長年にわたり本町の交通安全運動の推進に尽力をされ、地域住民の福祉の向上に寄与していただきました林博六様に表彰状を贈呈しております。

また、併せて、多額のご寄附を賜りました2名の方にも感謝状の贈呈を行ったところ
であります。

改めて、町政の振興発展にご貢献いただいた皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、企画財政課関係ですが、フィンランド・ハウスヤルビ町との交流関係では、
9月22日から28日までリスト・ティッパーナ議長をはじめ、高校生2名を含む7名
の訪問団の受入れを行いました。

訪問団の来庁は5年ぶりになりましたが、ブランクを感じさせないほど奈井江町への
思いをしっかりと感じることができ、これまでの交流の歴史を改めて重く感じたところ
であります。

今回の訪問では、フィンランド発祥のスポーツ、モルックで子どもたちをはじめ、町
民の皆さんと交流を行ったほか、備中神楽の公演など、終始楽しい雰囲気の中で交流が
行われたところであります。

次に、10月27日のまちづくり町民委員会、11月22日から3日間にわたり開催
したまちづくり懇談会では、令和7年から始まる第7期まちづくり計画の策定に向けて
検討を始めたところであります。

現在は町民の皆さんに、奈井江町の課題や課題解決に向けた事業提案などを頂いてい
る段階となっており、庁舎内部の議論と合わせながら、これから本格的に議論を深めて
まいりたいと考えています。

また、教育委員会関係になりますが、10月17日、27日に高校と中学校で「町長
と語る会」を実施し、まちづくり計画の策定に向けて子どもたちからも意見を伺ってま
いりました。

中学生からは「10年後の自分・10年後の中学生にとってどんな奈井江町になって
ほしいか」をテーマに5つの提案と16の提言を頂きましたが、一つ一つが奈井江町の
強みや課題を把握した中で本当に思いのこもった提案を頂いたところであります。

町民の皆さんはもちろんのこと、子どもたちの思いも受け止めて、第7期まちづくり
計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、産業観光課関係ですが、次ページをご覧ください。

11月23日、新穀感謝祭を執り行っております。本年の水稻については、本町を含
む北空知の作況指数が102の良と公表されましたが、現実との乖離があるとの声も聞
こえており、加えて肥料をはじめとする生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境
は非常に厳しい状況が続いております。

しかしながら、道内有数の米の主産地として、また奈井江町の農業者が持っているポ
テンシャルを発揮できるよう、引き続き関係機関・団体と連携しながら、奈井江産米の
ブランド確立に向けて支援をしていくとともに、生産基盤に係る事業や価格低減対策等、
国への要望なども併せて行ってまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

それでは、第3回定例会以降の主な教育行政について報告を申し上げます。

9月の15日をご覧ください。今ほど三本町長から次期まちづくり計画の策定に向けた検討を始めましたとの報告がありましたが、ななかまでもまちづくりを考える特別授業を企画し、町長とななかま講師による2部構成での授業を行ったところであります。

次ページをご覧ください。

10月25日になります。昨年、テレビ会議を活用しながら、友好都市高梁市との交流を行ってきましたが、今年度は奈井江商業高校の修学旅行の際に岡山県立高梁城南高校に出向き、両校の2年生で研修と交流を行ってきたところであります。

研修の場は校内にとどまらず——といたしますのも、高梁城南高校では、地域探究の授業は校内にいないことが望ましいとしておりまして、高校からほど近いところにあります。スーパーマーケットの一角で高校生が運営するカフェ、また隣接する高校専用のフロアを活用して両校の生徒が様々なワークショップを行うとともに、奈井江商業高校の生徒さんが出発する際には城南高校の2年生全員で見送ってくれるなど、とても思い出に残る交流になったようであります。

11月3日、そして4日から6日にかけてであります。文化ホールと公民館で総合文化祭の開催をしております。芸能の出展者、展示の出品者など、昨年に比べて若干縮小ぎみではあったものの、新規参加の団体もあり、全体として盛会な文化祭になったものと評価をしております。

次ページをご覧ください。

11月の23日、コンチェルトホール30周年記念事業のトリとなります、BLACK BOTTOM BRASS BANDのコンサートの開催をいたしております。プロの演奏はもちろんですが、コンサートの最後に行われた、奈井江中学校ブラスバンド部17名と楽器を携えた一般の方々21名の方との共演がとても楽しく、すばらしいと感じたところであります。

30周年の幕開けとなる、ほくでんファミリーコンサートでは、30人余りの札幌交響楽団のプロの演奏家たちがステージに上がり、他方、30周年最後のコンサートでは、中学生や町内外から訪れた一般の方々がステージに上がって演奏を楽しむなど、かつて以前から奈井江町が取り組んできた音楽のまちづくりに手応えを感じる1年になったと

考えております。

12月7日、昨日になります。教育の明日を考える集い兼奈井江町PTA連合会研究大会を開催しております。

2部構成の第1部は、奈井江商業高校の生徒7名が登壇をし、学校の紹介や、学校祭のときに雨天で町民への披露ができなかったよさこいを踊り、大きな拍手を頂いたところでもあります。

第2部では、元HTBアナウンサーの佐藤麻美さんによる講演「子育ては自分育て～食と言葉のシャワーで育む～」と題し、ご自身が実践をしてきた、食の見る・触る・買う・考える・作る・食べるの6つのシャワーと、子どもの好奇心を摘まないハッピートークによる子育てについてご講演を頂いたところでもあります。

以上、行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時19分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

(1. 2番星議員の質問・答弁)

(10時19分)

●議長

2番星議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

それでは、今回、私は大綱1点についての町長への質問をしたいと思います。

初めに、令和5年度奈井江町における鳥獣被害の状況をお伺いしたいと思います。

砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会による鳥獣被害防止計画は、令和4年度から6年までの計画が今、進行中でございます。とりわけ、ここでいう害獣という範囲は広いので、今回の質問は的を絞ってエゾシカ、アライグマ、ヒグマによる最新の被害状

況をお伺いしたいと思います。

全国的にも熊による人的被害の報道も多く、道内でも熊による人的被害が多発しています。

奈井江町でも市街地にヒグマが出没したことにより、町民の不安も広がっています。鳥獣は増加傾向にあるので、餌不足から人里への出没も多くなると予想され、人的被害が心配です。

私たちが身近にできる対策としては、ごみ出しのルールの徹底や鳥獣に餌づけをしないこと、また草刈りなどの環境整備が必要だと思います。その上で、奈井江町としての鳥獣対策をお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員から、奈井江町における有害鳥獣の対策についてのご質問であります。

近年、道内においては、生息数の多い鹿や増加傾向にあるアライグマなど野生鳥獣による農作物への被害に加えて、熊の市街地への出没や本当に痛ましい人身事故が相次いで発生しており、人とのあつれきが深刻化しているところであります。

当町においては、野生鳥獣の被害軽減に向けて昨年度、鹿を116頭、アライグマを50頭捕獲したほか、本年度につきましては現在、鹿を21頭、アライグマを77頭、熊を3頭捕獲したところであります。また、熊の出没情報については本年度、例年の倍以上となる20件の通報が寄せられ、10月には役場周辺での目撃情報があり、初めて町の中心部に熊が出没したことで、私たちの日常生活に大きな不安と影響を及ぼしているところであります。

1点目の本町における被害状況についてであります。本町において人身事故は発生していませんが、農業被害については町が令和3年度に調査した結果、被害額は約217万円であり、主には鹿による稲作被害となっております。

今後につきましても、石狩川沿いにおける個体数の概数を把握するためのライトセンサス調査を実施するとともに、野生鳥獣による被害について、農業者へのアンケート調査や情報提供に基づいて被害状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の町としての対策についてということです。

町に対する熊の出没情報については、警察を通じて目撃や痕跡の情報が寄せられる場合が多く、直ちに警察と職員によって現場確認と周辺のパトロールを行うとともに、町の公式LINEやホームページなどを利用した注意喚起の情報発信と併せて、連合区長をはじめとする周辺住民や学校、企業などに周知を行っているところであります。

また、出没地点の周辺に注意喚起の看板を設置することや、状況に応じて広報車で巡

回するとともに、警察や教育委員会など関係機関と連携し、パトロールを実施するなど町民の安全確保に努めているところであります。

町といたしましては、来年度に向けて注意喚起や問題個体への対応強化などを検討しているところでありますが、今後につきましても出没等の情報について、町民への適切かつ迅速な情報収集と注意喚起を行うためにLINEや緊急情報配信サービスの利用登録を呼びかけるとともに、議員からもご指摘がありましたけれども、ごみなどの誘因物に対する適正管理の周知や道が策定しているヒグマ管理計画に基づく有害性の段階に応じた問題個体への対処など、被害発生未然防止に向けて必要な対策を実施してまいりたいと考えております。ご理解とご協力を賜りたいと思います。

●議長

星議員。

●2番

やはり、ひとたび熊が出没すると、報道でもこういう人的被害を見ていると町民が大変不安がらると思いますので、きめ細やかな町民への熊の周知、それから広報車によるそういう啓発、注意喚起、お願いしたいと思います。

人間と鳥獣はやはり一定の距離間を保ちながら、共に生きる共生、この社会を目指して対策を取っていかないと駄目だと思います。そういう社会を目指して一歩ずつ進んでいきたいと、こう私も思っております。

今回の質問は、これで終わりとします。ありがとうございました。

●議長

以上で、星議員の一般質問を終わります。

(2. 3番篠田議員の質問・答弁)

(10時27分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

3番篠田議員。

(3番 登壇)

●3番

私のほうは大綱2点について、町長にお伺いしたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、奈井江火力発電所の廃止に伴う町の経済対策等についてでございます。

奈井江火力発電所が2027年3月に廃止をされます。昨年の9月定例会でこの件について質問をさせていただきましたが、町長の答弁のほうでは、一つとして、奈井江発電所が休止になった以降、幾度にもわたり北電社長にお会いし、町全体の経済振興や地域の発展に結びつく貢献がなされるよう申入れをしている。

それともう一つは、北電からは跡地利用について、本町に貢献できることを第一とした上で北電事業との親和性を前提に本町のまちづくり計画との整合性を図るなど、検討に向けた方向性が示されているとの答弁を頂いております。その後、一般行政報告にも何も記載がなく、口頭での議会報告もなく、意見交換が果たして進んでいるかも分からないような状況でございます。

一方、隣の砂川市は市議会の社会経済委員会に報告があり、今後の情報交換の手法を含め、2025年3月までに跡地利用の方向性を固めたいと新聞報道をされております。

当町は、まちづくり自治基本条例を制定し、まちづくりの原則として、情報の共有、町民参加を掲げ、町民とともにまちづくりを進めてきましたが、今回のように町の経済に大きな影響がある本件について、まさに情報の共有を行い、みんなで知恵を出し合って対応していくことが必要と考えております。

そのような中で、奈井江町商工会が地元経済に与える影響調査を事業所の協力を得て行った結果が、11月6日、新聞報道されました。両火力発電所廃止に伴う影響額は、奈井江火力発電所が稼働していたときには両火発と取引をした額は69億8,000万円、現在の砂川火発との取引額は42億5,000万円、従業員数は214名、うち町内在住者は48名との結果を10月に町のほうにも報告をし、今後の町の経済対策等を含めた懇談会の開催について提案されたようですが、時期尚早との回答で開催は考えていないようだとお聞きをしております。

まず、1点目は、その後、北電との意見交換が行われていると思いますが、町民の皆さんに公表するような進展には至っていないのでしょうか。

2点目は、今後の町の経済対策等について、町は何を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員から、奈井江火力発電所の廃止に伴う経済対策等ということでのご質問であります。

初めに、発電所の廃止が公表されて以降、今、篠田議員からもご指摘がありましたけれども、これまで数度にわたり前社長であります藤井会長をはじめ、本年6月に就任された斎藤社長にお会いし、これまで築き上げてきたお互いの揺るぎない信頼関係の下、

跡地利用に関して引き続き丁寧に対応していきたいとの考えを確認してきたところであり
ます。

また、先週には齋藤社長が役場にお越しになり、跡地利用の方向性について、北電と
して奈井江に根差した新たなものを生み出したいとお話を伺ったところであり、引き
続き、町の施策との整合性を図りながら検討を進めるとともに、町としても必要な協力
を行っていきたいと考えております。

1点目のその後の北電との意見交換についてであります。北海道電力からは跡地利
用に関して、町に貢献できることを第一とした上で北電の事業との親和性や事業の持続
性も踏まえ、検討を進めていきたいとの考えが示されているところであります。

昨年6月、発電所廃止の公表以降、北電と副町長、担当課長によって跡地利用に関す
る意見交換を行ってきており、これまで7回にわたり砂川市と共通の議題によって開催
をしているところであります。

また、北電は、発電における脱炭素化に向けて再生可能エネルギーの導入も進めてお
り、跡地利用についても地域の自然資源に着目したエネルギー関連事業を検討してお
ります。

現在、北電と奈井江・砂川両市町の担当課による再生エネルギーに関する分科会を設
置し、これまで2回にわたり開催しておりますが、様々な事業の実現性を探っている段
階であり、現時点において検討内容など公表できるものはない状況であります。

2点目の今後の経済対策についてであります。町商工会が実施した発電所の廃止に
伴う影響額の調査結果については商工会からご説明を受け、承知しているところであ
りますが、発電所の廃止に伴い、町内にある2つの採炭事業者をはじめ、運送など納炭に
関わる協力事業者が最も大きな影響を受けるのではないかと考えております。

北電からは、契約満了によって納炭が終了することに関して、採炭事業者に対して事
前に説明を行い、理解を得ていると伺っており、私自身も町内の採炭事業者にお会いし、
改めてお考えを伺いいたしましたけれども、納炭終了に関してはご理解を頂いているこ
とを確認させていただきました。

ご質問の発電所廃止に伴う経済対策に関しては、現時点において要望等を受けてはお
りませんが、町の保証融資制度による対応を含め、北電による跡地利用の方向性
や今後における地域経済など影響を見極めながら、必要な対応について検討を行ってま
いりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

篠田議員。

●3番

1点目の部分、北電さんのほうとはいろいろとやっている、協議をもう進めているよ
うですけれども、地元事業所、納炭業者のほうとはお話をされていろいろとやっている
ようすけれども、ほかの関連する事業所もおられる中でやっぱりこの両火力発電所が

廃止されることによって、町の経済には大きな打撃がございます。廃業ですとか規模縮小を考えている事業所もおられます。そのことで必然的に働く場がなくなれば仕事を求め、町外に転出することも起こり得ります。4,800人弱の人口がさらに大きく減少することが懸念をされます。

そんな中、11月の29日に道議会の自民党、道民会議のエネルギー政策調査会から、新聞報道を見て影響調査等についての状況を聞かせていただきたいということで納炭企業をはじめ、北電、関連企業の商工会、工業部会が影響額等を報告するとともに経済対策等について要請をしてきたことは、せっぱ詰まっただけの報道でもあるのではないかなと思っております。自民党道議会の議員の皆さん方も大変心配されているのが実態でございます。

そこで、やはり先ほども申しましたように、自治基本条例もあるように、町民の皆さんとやはり情報を共有しながら、みんなで知恵を出し合って、これからどうこの町のまちづくりを進めていくかということも大切ではないかなと思うわけでございます。ぜひともやっぱり懇談会なるものを今の状況でもいいですけども、きちっと皆さんに情報をお伝えしながら、また町内企業の皆さんが課題・要望など、どこまでどういうことを思っているか、そういうことも把握をしながら、北電さんが北電さんの敷地内でやることは、やはり最終的には北電さんが決めることでしょうけれども、まちづくり全般の部分につきましては、やっぱりみんな町民の皆さんと共に町も考えていかなければならないのかと思うわけでございます。

当然、課題や何かを整理をしながら北電さんだけではなく、国や道のほうにも要請をしなければならぬ場面も出てくるのかなと思うわけですけども、この懇談会の開催というものについて改めてどうお考えなのかをお聞きしたいなと思うところです。

それと廃止後の解体ですとか灰の処理について、地元事業所が参加できるようにやはりこちらのほうも話を進めていかなければならないでしょうし、最終的には、その跡地利用の部分で再生エネルギーですとかいろんな部分があるのでしょうかけれども、雇用の確保ができるようなこと、これが一番皆さんが望んでいることかなとも思われますので、ぜひその点についてもよろしくお願ひしたいなと思います。ですから、まずは懇談会なるものを開きながら情報共有をしながら、今後のまちづくりをどう進めていくかをみんなで検討してみてはどうかということを再度お伺ひしたいなと思います。

●議長
町長。

●町長

篠田議員のご質問、またご心配の点については理解するところでありますけれども、再三申し上げているとおり、跡地利用に関しては、いましばらく北電さんの考え、そしてまた現下の状況を踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、北海道議会における自民党との対応ということでもありますけれども、ま

さにこのことに関しましては、奈井江町だけの問題ではなくて砂川市、赤平市、そして歌志内市、それぞれの関係する中空知の全体にまたがることとして、道の自民党さんも受け止めていただいていることと思います。これらのことについては広域的な形で対応を求めていく、国や道に対して求めていくものがあれば、それはまた関連する市町と協議を進めていきたいと思っておりますが、今のところ、そのような形での協議の場もないというのが実態であります。

再三にわたってのご質問ではありますけれども、いましばらく国が進めるゼロカーボンを踏まえた北海道電力が地域の振興にどのようなスタンスで臨むのかということについて、奈井江町と北電さんとの間で協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

篠田議員。

●3番

跡地利用のことは最終的には北電さんが決定することですけれども、情報の共有という意味からいくと、やはり町民の皆さんあたりも、そういう情報を的確な形で今後はされたいと強くお願いしたいなと思っております。

次に、2点目に入ります。

「生涯活躍のまち」についてですけれども、この事業は「町民の誰もが居場所と役割を持って活躍できる地域を目指し」とあり、進め方は町民の皆さんと意見交換をして一緒に進めることを基本とし、令和4年から5か年計画で総事業費が概算で約6億円ですか、交付金や特別交付税措置等で町の持ち出しは約1億5,000万円になりますか。これまで町単独事業で行ってきた事業も含め、新たな事業を組み合わせる事業展開でありますので、交付金部分が町にとってはプラスであることは理解できますが、一番大事なことは町民のニーズにマッチしている事業であることではないでしょうか。本年度2年締めを迎え、半年の事業実績が出ている中で、種々課題等についてお伺いしたいと思います。

1点目は、しごとコンビニ。

しごとコンビニの関係では、岡山県奈義町が十数年かけて今のスタイルで行っているようです。奈義町は、子どもと大人が世代を超えて出会い、手を取り合い、育ち合う「子育て応援宣言」の町で、小さい町だからこそできるきめ細やかなまちづくりが、合計特殊出生率2.95と特別な数値を生み出し、子育てしやすい町としてテレビで放映されているのを見ました。

奈義町は、職員の不補充や議員定数の削減などによる財源を基に、長年試行錯誤して立ち上げたようですが、この町を町長、それと病院の事務長、保健福祉課長が病院の関係でしょうか、視察したようですが、当町は交付金頼りで現在実施をしており、半年が経過し、種々課題等もあるのではと思ひ、何点かお伺いしたいと思います。

これまでの取扱件数と金額、そのうち、町の依頼状況、それと冬期間は業務依頼があるのか、それと、タイヤ交換もされたようですけれども、何か金額を見ますと市場の倍の料金とお聞きをしておりました。こちらの実施状況について。

それと、2点目はコンディショニングですけれども、体育館にトレーニング機器や何かを整備して利用されているようですけれども、利用者の状況、それとトレーニング機器の活用状況。

最後に、3つ目といたしまして、キャッチフレーズ「ずどーん」の今までの事業費と効果について、お伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

2点目の生涯活躍のまちについてのご質問であります。

生涯活躍のまちづくりについては、令和4年度より国の交付金を活用しながら、交付金の事業目的にあります活躍、仕事、住まい、交流居場所、健康、都市部との交流連携、これらに即して調査研究や事業を実施してまいりましたが、これまでの状況を踏まえて充実した取組に向けて整理をしてきたところであります。

最初の質問にありますしごとコンビニについてであります。昨年度の準備期間を経て、本年4月から役場業務での試験運用を開始し、5月16日からは事業者、団体、個人の業務を含めた本格運用を開始したところであります。

11月末現在の運用状況については、登録者数が68名、事業者等からの受託業務実施件数が240件、受託業務の合計額が108万5,000円、登録者への支払合計額が81万6,000円という実績になっております。

これまで実施した受託業務の主な内容は、役場分として納税通知書の封入・封緘、広報誌の袋詰め・配布、議事録の作成、イベント受付業務などを行い、事業者、団体、個人からお受けした部分としては、トマトの収穫、糖度測定、下葉取り、また企業団体の事務所清掃、ホームページ確認業務、イベント補助業務、要支援者の移動補助などを行ってまいりました。

また、受託者別の件数は、役場が49件、事業者・団体が186件、個人が5件となっており、登録者のうち実際に稼働していただいた方の数は40名となっております。

冬を迎え、農作業などの屋外作業は少なくなっておりますが、引き続き、役場が発注する広報誌の袋詰め、議事録作成などの業務を行うとともに、事業者からはデータ入力業務や生活情報誌のポスティングなどの業務を受注し、町民向けには、今ほどもご指摘がありましたけれども、タイヤ交換サービスや、期間限定ではありますが、シルバー人材センターや民間事業者が実施している既存の除雪サービス事業を補完する形で日中の除雪を実施するなど、業務の受注拡大に努めているところであります。

現時点におけるしごとコンビニに対する評価としては、全国にある5つの先行事例と

比較しても、登録者数は遜色のない人数で推移をしており、また町民の認知度は徐々に高まってきていると捉えているところであります。

その一方で、しごとコンビニを使うことで具体的に何ができるのか、どのように利用すればいいのかなど、目的や仕組みなどについての理解は十分と言える状況ではないと考えております。

このため、毎月発行しているしごとコンビニ通信の内容充実やSNSによる情報発信、町内事業者・団体への情報提供、イベント開催によるPR、未稼働の登録者に対するヒアリングなどなど実施して、町民の理解が高まるよう計画的に取り組んでいくこととしております。

引き続き、現状と課題の把握に努めるとともに、町内事業者・関係団体との連携を図りながら、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2つ目の質問でありますコンディショニング教室に関してですが。

利用状況は、生涯活躍のまち事業の一つとして、幅広い年代での健康づくりと交流活動を目的に、本年度よりトレーナーとして地域おこし協力隊1名を採用し、体育館やみなクルの来館者に声をかけながらの実施をはじめ、こども園、小中学校、ひだまりなどの施設や町内の事業所、各団体に連絡を行い、施設を訪問しながらの実施など全町的に取り組むとともに、多くの方に奈井江町の新たな取組を知っていただくため、産業まつりや各種イベントなどの機会を活用して周知活動も行っているところであります。

これまでの実績として、みなクルや体育館、道の駅などの施設来館者への声かけによる実施では、月平均40名の参加、こども園や小中学校、ひだまり、各団体を訪問しての実施では延べ574名となっております。当初は、町からの呼びかけによる開催が多い状況でありましたが、周知活動を取り組みながら展開する中で、コンディショニング教室を体験した方や、各団体からは、次回の開催日について聞かれることや団体活動時に教室開催の依頼を受けているほか、小学校からは運動会前に走り方教室の依頼を受けるなど、様々な内容で活動の広がりに手応えを感じているところであります。

トレーニング機器の利用状況ということですが、昨年整備したトレーニングマシンの利用促進を図るために、コンディショニング教室以外にマシンの使い方教室も定期的に行なう中で、利用状況では、令和3年度は1,471名、令和4年度は、大規模改修のため休館した時期もあり1,087名と減少しましたが、令和5年度、本年11月末時点で1,878名と大幅に増加している状況であります。

現状の課題ですけれども、今ほど申し上げたとおり、現状として様々な内容で事業を実施しておりますけれども、参加される方の実態として若い方や働き盛りの方の参加が少ない状況にあることや、トレーナーが1人であり、教室開催の依頼を受けても開催が難しい状況もあります。

今後、トレーナーの体制も含めて、事業内容の検証を行い、幅広い年代でコンディショニング事業が浸透するよう、PR活動とともに事業を推進してまいりたいと考えています。

3つ目のキャッチフレーズの効用とといいますか、についてであります、町みんなのコミュニケーションツールとして、役場だけではなく、町民の皆さんや事業者・団体などに使用していただくことがこの企画の本質と捉え、事業に取り組んでまいりました。

これまでかかった事業費につきましては、キャッチフレーズづくりに係るワークショップ開催経費やデザイン料、PR目的に策定したノベルティーなどの経費として、令和4年度は776万1,000円、令和5年度は、販売目的のグッズ試作品製作費など182万円となっております。

令和4年度に町民の皆さんと行ったキャッチフレーズづくり体験会やワークショップを経て生まれた新キャッチフレーズの「ずどーん」は、日本一の直線道路の町、奈井江町に由来しながら、町の有形・無形の様々な資源が共鳴するパワーを表現しており、子どもたちが冬祭りに出店したお店の名称や町内の飲食店が開発した新メニュー、そして商工会が実施したはしご酒企画の合言葉など、いろいろな形で活用され始め、これまでにない町民共通のコミュニケーションツールとして機能が少しずつ発揮していると感じているところであります。

また、キャッチフレーズをコミュニケーションツールに活用した取組は、日本最大の制作コンテストでありますマニフェスト大賞において、残念ながら受賞には至りませんでしたけれども、エリア選抜として優秀賞候補に選ばれたところであります。そのほか、テレビや新聞など多くのマスコミにも取り上げていただき、さらには国や道の職員からも様々な反応があるなど、外部からも一定の評価を頂くとともに、注目される取組にもなってきております。

今後の課題は、事業者・団体の皆さんをはじめ、子どもたちや町民の皆さんにもっと活動していただくこと、また継続した取組や仕掛けなどが必要になってくると考えております。

今後におきましても、ないえ共奏ネットワークと連携を密にしながら、さらなる普及・促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

篠田議員。

●3番

いろいろな事業を展開しているわけですがけれども、やはり町民のニーズに合う事業の推進については理解できます。ただ、無駄な事業とといいますか、町民も求めていないようなことに関してはいかがなものかなとは思いますが。

そのような中で、答弁の中にもありましたけれども、いろいろと検証しながら、より改善、いいものにしていくというか、当然、いろんな事業もそうですけれども、1年やってみて、検証をして、次年度でどうやって改善して、町民の皆さんのためになるような事業展開に変えていくかというようなことが大事なのかなとは思いますが。

それと、今は交付金がありますからいろいろな形で、ですから先ほどのキャッチフレーズの部分も、今まで奈井江町では考えられないような金額を使ってグッズや何かも作成をし、販売をしておりますけれども、6年目以降は何もないわけですから、それらが果たして本当持続してやっていけるかということにもなってくるかなとは思っています。

それと、新庁舎が今年で年内に立ち上がって、来年の5月には引っ越しをするということですが、その中に保健センターも入るわけですが、保健センターにもトレーニング機器がありますが、これらの部分については、また更新というようなことも考えているようですけれども。

体育館でのこういうコンディショニングですとかいろいろな事業の部分、当然入館料を支払いしてもらっての事業ですが、保健センターについては、今現在そんな使用料とか利用料も何もないように思われます。当然、皆さんにしてみれば、何もただのところが一番いいでしょうから、そんな利用の仕方考えられますし、その整合性について今後またどうしていくのか。それと、5年の事業計画ではありますけれども、検証していく中で、町民ニーズに合わないものをやっぱり見直しして、極端な話言ったら、改善してできればいいでしょうけれども、取りやめなければならない事業もあるのかなとは思いますが、皆さんのいずれにしても税金でもって事業展開をするわけですから、無駄な事業には使ってほしくないなとは思いますが。その点について、ちょっともう一点お伺いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

まさに、今回、この生涯活躍のまちの財源といいますか、活用させていただいているのは、地方創生の国の交付金などを使わせていただいているわけでありまして、日本中の市町村がこれからどのような形でまちづくりをしていくのか、それぞれがそれぞれのまちらしく、自分たちの新しい未来を切り開くために、まさに創生するために、国が金を交付することによって試していきなさいというものだと、政策だというふうに認識をしております。

議員がご指摘のとおり、私も含めて、奈井江町のこれまでの歴史の中で、今ご指摘のような、いわゆるチャレンジするような事業というのに取り組んできたことは極めてまれであったかと思えます。

しかしながら、例えば農業の部分では、食料管理制度に基づいて、昭和42年に農業構造改善事業がスタートしたときに、全国に先駆けて取り組む、そういうようなことにチャレンジする精神は、やっぱり、北海道、そしてこの空知の農家の人たちがずっと培ってきたものであって、町の町民の中にしっかりと根づいているものがあると思っています。そういうものをもう一回私どもが確認して、新しい挑戦をしていくことで、皆さんがこの町に住んでよかった、この町の出身であるということに自信を持てるまちづく

りが進むのではないかというふうに思って、この5か年間、この交付金を活用させていただき、新しいまちづくりへのスタートをさせていただきたいということでお願いをし、議会のご理解を頂いているものと認識をしております。

当然、ご指摘のとおり、5年先のことについて、これは、今までこの事業に関わらず、どの国の補助金もそうですが、補助金が切れた後、自立しなさいというのが前提でありますから、それに向けて最大限の努力をする。これは、いわゆる検証しながら見直していく、これはもうこのことに限らず全てのことなので、ご指摘のことは十分認識をしているつもりですけれども、そんな認識の下にしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし。

例示として出していただいた健康運動器具についても、それぞれが、例えば保健センターで活用しているものについて、今現在も保健センターでありますし、体育館にもありますが、事業を目的として使うことと、一般町民が健康増進に使うこと、それぞれ目的に沿った形で配置し活用いただいているものと認識しておりますので、改めて、それらの目的、そしてその利用頻度だとかを検証しながら、しっかりと運営をしていきたいというふうに考えています。

●議長

篠田議員。

●3番

今のご答弁で分かりますけれども、やはり整合性を取りながら、町民の皆さんが利用しやすい事業というか、施設運営などもやっていただきたいなと思います。当然、公平公正な形でやっていただくことが一番大事ななと思いますので、ぜひそのように心がけて、今後も事業展開をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

この時計で15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時03分)

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時12分)

●議長

15分と申しましたけれど、全員おそろいですので、再開したいと思っておりますけれど、よろしいですか。

それでは会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1 番、根岸議員。

(1 番 登壇)

● 1 番

おはようございます。それでは、私から大綱 2 点質問させていただきます。

まずは、奈井江町におけるGXですけれども、DXに引き続き、また新しい言葉が出てきてしまったのですけれども、GX、グリーントランスフォーメーション。こちらは、化石エネルギー中心の社会構造、産業構造からクリーンエネルギー中心に転換するという意味で、前回の一般質問でもカーボンニュートラルについて質問させていただきましたけれども、世界的に脱炭素の流れは避けて通れない課題だということです。先ほど、篠田議員からも奈井江町の火力発電所の質問もありましたが、石炭、火力発電所の前世だった時代から、政府も今後は脱炭素に向けて石炭火力発電所の新規の建設を終了するという方も方針を示しております。

また、昨今、ウクライナ情勢の悪化やイスラエルとイスラム組織ハマスとの衝突による中東情勢の悪化する中、燃料も高騰して、電気代も高騰して、日常生活にも影響が出ている中で、光熱費の高騰に一喜一憂をしなくても済むようなこの奈井江町のエネルギーについて議論を重ねていかないといけないと思っております。

そこで、質問なのですが、①番、GXの施策に対して奈井江町として具体的に取るものがあるか。

②番に対しては、GX推進に関しての担当者や民間企業を交えた検討会の設立予定があるか、こちらをお伺いしたいと思います。

● 議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

● 町長

根岸議員からのGX、グリーントランスフォーメーションということについてのご質問であります。

2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言したということをも機として、日本でもグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXという言葉が注目されて、多くの企業でも温室効果ガスの排出源である化石燃料から再生可能エネルギーへの転換や、CO₂排出量の少ない製品などの開発を進めながら、産業競争力の向上や地域社会全体を変革させようとする活動が進められたと、そういうふう認識しておりますし。また今年

5月、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律、いわゆるDX推進法が成立して、国においても各省庁が連携して、本格的にDXの推進が始まったというふうに認識をしております。

そこで、最初の質問にありますけれども、奈井江町が取り組んでいこうとする具体的な取組ということですが。

本町においては、ご承知のとおり、3月定例会でゼロカーボン宣言を行い、6月定例会ではこれまでの取組に加えて、足元からできることを企業や団体、町民の皆さんとともに着実に取り進めていきたいというふうに答弁をさせていただきました。

昨今の世界情勢や社会動向、経済の動きを見ますと、カーボンニュートラルの実現に向けて、大企業を中心にGXへの取組が広まりつつある中で、道内でも再生可能エネルギーによる発電量が急進していることなどなど、これらに関する報道も増えてきている状況にあります。

また、中小企業や自治体においても、検討に必要な人材不足やその育成など整理しなければならない課題もあると認識をしています。

GXを進める上では、まずは、入り口として、事業者の皆さんの理解と実践が必要不可欠と考えており、日常的に行える節電やごみの削減、省エネ自動車等の買換え、また、これらに加えてエネルギー効率の高い設備や機器の導入などに取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。

そのため、町民や事業者の皆さんに対してより効果的な啓発を進めることで、ゼロカーボンに向けた意識向上を図るとともに、国や道の施策の活用も検討しながら、自治体ができ得る支援策を検討していきたいというふうに考えているところであります。

2つ目のGX検討に向けた検討会の設置についてですけれども。

ゼロカーボン宣言に当たっては、カーボンニュートラルを実現することは自治体として大きな社会変容を受け入れることだと考えて宣言をしたところであり、GXやカーボンニュートラルの基礎知識を一つ一つ正しく理解し、その費用対効果やそれに係るコストなどを正しく受け止める必要が前提であると考えております。

そのため、現時点では検討会等の設置は予定しておりませんが、先ほども申し上げたように、当面はGXやカーボンニュートラルに係る啓発活動に努めていくとともに、町職員に対しましても必要な知識を学ぶための研修会参加などに努めてまいりたいと考えております。よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど検討会のほうの設立は現時点で検討しないということだったんですけれども。

こちら、カーボンニュートラルも含め、GX、国からの今の予算、概算要求の中でもこのGX分野に2兆円ほど今要求しているということもありまして、こちら、やっぱり

早いもの勝ちというところもあります。早く手を挙げなければ予算も取れない部分もどうしても出てくるとは思いますので、やはりこちら喫緊の課題だとは思っております。

やはり、こちら、エネルギーを考えることによって、この町の未来を考えることになると思いますので、特に、今、火力発電所が撤退するということはピンチですけれども、これは、今、奈井江町チャンスではないかと思えます。この未来的な今後に関わるエネルギーを考えていく上で、町のインフラを整えて、まずそちら、エネルギーを作っていくような町になるのであれば、町民の生活も豊かになりますし。例えば、再生可能エネルギー、水素もありますし、太陽光発電だったり、今だったら木質バイオマス発電あります。いろんな発電分野があるとは思いますが、そういったものを様々検討することによって、例えば別のエネルギーで、今でしたら温泉は休止しており、銭湯も今後やっぱりエネルギー考えていかないといけないと思えますし。例えば、除雪だったり、これエネルギーさえあれば解決できるようなものってたくさんあると思うんですよ。そういった面で、やっぱり奈井江町の未来を考えていく上で、エネルギーを考えていかないといけないと思っております。

先ほどの、そういった中で、検討会の設立予定がないとおっしゃっていましたが、例えば民間のそういったGX分野に詳しい企業との何か意見交換とかは、今後ご予定とかはありますでしょうか。

●議長
町長。

●町長

議員ご指摘の点については、まさに予算の獲得ということも含めて、ご指摘の意味は理解するところでありますけれども、これは、非常に、このような発言をしていいのかわちょっと悩みながら考えました。例えば、今、新しい技術だとかということで水素発電に向けた施設を誘致すると、あるいは逆に町がそれを設置して国の補助だとかを頂いてやるということになったときに、その1キロワットの電力を作るためのコストが現行のコストと比べてどれだけかかるのかと。実は、カーボンニュートラルといいながら、今現在の状況は、汎用化されてももっともコストが下がった時代ではそれは当然のことなのですが、そこに至るまでの間は、逆に割高になるということがいっぱいあるわけです。

そこに先駆的に取り組むことだけで、当然、先ほど申し上げた、先駆的に取り組まなければならないこともありますけれども、何をちゃんとやるのかということの議論が必要であると思っております。逆に言うと、そのためにも検討会をというご指摘なのかもしれませんが、私も、先週の日曜日にまさにゼロカーボンに向けた国交省のシンポジウムにも出てきましたけれども、今まだ国交省も含めて、業界も含めて、そういうことを啓発する、予算をつけたから、皆さんも知識を深めてという形での啓発の時期だと思っております、学びを得るところはいっぱいあると思っております。

もう少し、奈井江町がどのような資源があつてとかという、そういうことも今までにもずっと何回か検討されたことがあります。例えば、稲わらを燃やしたらどうなのか、奈井江の終末処理場にあるメタンだとかを使ったらどうなのか、結果としてはメタンを使った発電だとかをちょっとしていますけれども、そういうような資源だとかを使ったときに何があるのかとかいう議論が必ず出てくる時期が来るとは思いますが、今そのための勉強をする時期なのかなというふうに思っていますので、もうしばらく時間を頂きたいというふうに思っています。

●議長

根岸議員。

●1番

先ほど篠田議員の質問の中にもありましたけれども、町の町民ともそういったような懇談会を開いていくというのも大事だと思いますので、全町、例えば未来エネルギー会議というような形で、この町のエネルギーの在り方をみんな町民一人一人が考えるような場を設けていかないといけないと思いますし、こういった再生可能エネルギーが使えるか学んでいる最中とはおっしゃいましたが、そういった面も含めて検討会の設立は必要ではないかなと思っております。

そちらも含めて、今後課題となっておりますので、こちらは本当に緊急にやっけないと、やっぱり後出しじゃんけんのようなことになってしまいますので、町の未来のエネルギーのためにもぜひ検討していただきたいと思います。

1つ目の質問に関しては、以上となります。

2件目の質問となりますが、町内に2か所ほどあるテニスコートなんですけれども、先日の……。

●議長

根岸議員、ちょっと。町長から発言を求められておりますので、許可をします。

●町長

すいません、私に対する質問はこれで終わりのようなので、ちょっとだけ補足で説明をさせていただきます。

今ほどもご提言を頂いた研究ということであれば、ぜひ、それは民間レベルでそういう研究会を立ち上げて、それを町が支援するということについては、何らやぶさかではございませんし、私どもが得られる情報は、ひよっとしたら皆さんよりも多いものがあると思います。それを皆さんに提供することはやぶさかではございませんが。行政として、それを大きな機関として設置するかどうかという議論だと思っておりますので、そういうことについても、改めて、逆に議員もぜひご検討いただきたいと思っております。

以上です。

●議長

改めて、根岸議員、どうぞ。

●1番

改めて、大綱2番ですけれども、町内に2か所あるテニスコートですけれども、こちらは先日行われた議員懇談会の中でも、中学生の保護者の方から、コートが荒れてしまっていて、草も生えていて、白線も見づらいということでご意見も頂きました。

今、数少ない部活動の中でもテニス部頑張って活動されていると思います。練習の機会が、砂川行ったり浦臼行ったりということにもなってしまうということも耳に入っておりますので、今後の奈井江町としてのテニスコートの現状の整備状況だったりとか、こちらの対応に関してお聞かせ願いたいです。

●議長

教育長。

●教育長

教育委員会では、今、根岸議員からありましたが、本町公園とそれから体育館の前に2か所、5面分のテニスコートを管理しております。昭和55年に設置をした本町公園のコートでは、雪のない時期、5月から10月の火曜日から土曜日まで、奈井江中学校のソフトテニス部が部活動で利用をしております。

管理方法としては、学校からの要望を受けて、傷んだ箇所の修繕や木の剪定などを行っておりますが、現状、ちょっと拡大して言いますけれど、奈井江中学校の敷地内というんですか、本町公園ではありますが、奈井江中学校の敷地内というふうなことだったりとか、中学校のテニス部の専用コートと言っていいでしょうから、コートラインだったりとか日常的な管理については、部員の皆さん自らの手で実施をいただいているところであります。

一方、昭和60年に設置をした体育館前のテニスコートにつきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和4年度に体育館の大規模改造を実施した際に、普段、体育館の中で活動しております児童生徒向けのソフトテニス教室の利用によります延べ261人の利用がりましたが、その前年、令和3年度は延べ68人、5年度は現状19人ということで、ゼロではありませんが、あまり利用がない状況と言っているのかなというふうに思っております。

ただし、利用がゼロではないので、コートの管理について対応すべき点がありましたら、その都度、指定管理者とも打合せを行って対応させていただいており、例えば平成30年とか令和元年度などには、フェンスの支柱だったりとかワイヤーだったりなどの修繕対応をしております。こういった利用状況であります。

また、次年度に向けた予算協議の中でも、何か不都合が生じているというお話も、それぞれ2者からはありませんので、今後も今までと同様の施設維持を行ってまいりたい

というのが、教育委員会としての基本的な考えであります。

●議長
根岸議員。

●1番
今ほど、延べの利用人数が68名ということもおっしゃっていましたが、そこらは、もしかすると整備状況が行き届いていない上での利用者数ということも考えられますので、しっかりとそういったアンケート等も取った上で、体育館に関してはコンディショニングルームとか設備充実してきていますので、部活動以外にも町民のそういったスポーツ促進、健康増進という形でも、そういった面、いま一度調査していただければと思いますので、そういった声は上がっておりました。やっぱり整備も必要になってくるかなと思いますので、そちらのほう、いま一度精査いただければと思います。
私からの質問は、以上となります。

●議長
教育長。

●教育長
今ほど雑草のこととかがありましたので、それらもきちんとそれぞれ中学校とか、それから指定管理者さんのほうから聴き取りをさせていただいた上で、ある程度細かくは対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●1番
よろしくお願いします。

●議長
以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

(4. 7番笹木議員の質問・答弁)

(11時31分)

●議長
引き続き一般質問を行います。7番、笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番、笹木利津子です。通告に従いまして、带状疱疹ワクチンの助成について、町長にお伺いをいたします。

私は、昨年第2回定例会で、带状疱疹を未然に防ぐための内容で質問をさせていただきました。2回目の質問になることから、前回と重複する点もあろうかと思いますが、よろしくお伺いをいたします。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスの再活性化によって発症し、80歳までに3人に1人が発症、また高齢化の進行及び小児水痘ワクチンの定期接種化などの影響により、毎年増加しつつある状況であります。

宮崎スタディ、ほかのデータを見ましても、生涯で約30%の方が罹患する疾患です。発症率は50歳から上昇して、60から80歳代でピークを迎えます。また、带状疱疹は皮膚症状だけでなく、鈍痛を伴う疾患でもあります。合併症として、罹患者の約20%の方が、带状疱疹後、神経痛に悩まされているという報告があります。特徴として、焼けるような、刺すような、電気が走る、ズキンズキンする、引き裂くような、など大変な苦痛を伴う後遺症が、数か月から長い人では一生悩まされる怖い後遺症です。

昨年、私が質問させていただいた時点では、带状疱疹ワクチンの公費助成を行っている全国の自治体はごく僅かでありました。ですが、この1年半、最近ではテレビのCMで流れていたり、少しずつワクチン接種で予防ができるという認知度が高まりつつあります。

思えば、4年前のコロナ発症で、全世界が恐怖にさらされました。重症化患者の救急搬送の様子が、毎日ニュースで報じられ、この先どうなってしまうのか、不安な毎日を送った経験もいたしました。この間、ワクチン接種が徐々に定着され、私も7回目の接種を終えたところです。

今年の11月時点で、带状疱疹ワクチン公費助成導入の全国の状況を見ますと、生ワクチンのみが4自治体、不活化ワクチンのみが21自治体、両ワクチン対象が301自治体、計326自治体になっております。国として定期接種化にない中、公費助成に踏み切った背景には、ワクチン接種の有効性の認識が大きいのではと考えます。

ここで、他市町の導入に対し、町長はどのようにお考えになるのか、お伺いいたします。

また、テレビCMのみならず、ワクチンということの認識が町民にも高まっているように思います。私のところにも、どこで接種できるのか、費用はどれぐらいかかるのかなどのお問合せが数件ありました。保健センターや役場窓口などに、町民からの带状疱疹に関するお問合せがありましたらお伺いいたします。

ワクチン接種となると、当然病院での接種になるわけですが、それらも含め、地元医師会や病院の先生から公費助成導入に向けて、ご意見など、またニーズがありましたらお伺いいたします。

先ほどお話ししましたが、この11月時点で全国326自治体が公費助成を実施される中、そのうち北海道では33の自治体の実施されております。助成の内容は様々ですが、ほぼ半額助成になっております。

昨年、町長に答弁を頂きましたが、国の動向を見て定期接種とされた場合、助成を検討するというものでありました。国の動向としては、11月9日、審議会の議題に上がりましたが、大きな進展には今少し時間がかかるようです。近隣自治体では北竜町が実施し、歌志内市で令和6年実施を検討するとお聞きしております。

定期接種化を待たないで多くの自治体が公費助成に踏み切っている中、奈井江町での公費助成の導入について、町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員からの带状疱疹ワクチンの助成についてということで、昨年もお質問いただきましたけれども。

今ほどご質問にあったとおり、带状疱疹については、国において定期接種化が検討されているワクチンの一つであって、全国の自治体で予防接種の費用助成に踏み込んでいることも承知をしているところであります。

1点目の他の自治体で定期接種化を前に公費助成導入に踏み込んでいることをどう考えるのかという質問であります。今現在、私どもの押さえと若干数字が違って、笹木議員のほうが新しい数字なのかもしれませんが、私どもの押さえでは、全国保険医団体連合会の調査で、全道で30か所、道外250か所ということで、全国で280自治体、約16%で費用助成を始めて、そのうちの多くが今年度からの開始だというふうに報告を受けたところであります。

带状疱疹ワクチンについては、平成28年3月に、水痘生ワクチンについて带状疱疹の予防に対する効果・効能が承認されて以降、国の厚生科学審議会において定期接種化に向けての議論がされているということであります。現在も、発症頻度、ワクチン効果の持続性、対象年齢や接種効果、安全性、費用対効果など、ファクトシート、疾病知見、予防接種効果等をまとめたものという意味だそうですが、ファクトシートへの追記を重ね、引き続き带状疱疹ワクチンの評価のために必要な治験等を行っていくこととされております。

費用助成を開始している自治体については、一般論として、それぞれの自治体の実態や政策の優先順位を検討する中で、定期接種化の前に費用助成に踏み込んだものと推察をするところですが、2点目の住民からの带状疱疹ワクチンに関する問合せはどうかということですが、現在、保健センターにおいて、带状疱疹ワクチンを町内で接種できるか、あるいは带状疱疹ワクチンは接種したほうがいいのかなどの相談を受けることが、年に数回あると聞いております。相談者に対しまして、個人の年齢、疾病の有無、生活状況などから、加齢でありますとか疲労、過度のストレスなどの発症リスク

をお伝えするとともに、かかりつけ医への相談の上、接種を判断するように保健師が相談対応を行っております。

また、町内医療機関での接種は可能であります。生ワクチン、不活化ワクチンの対応の違いがあるため、個別に医療機関と相談していただくようお願いをさせていただいています。

3点目、地元医師会、病院などの公費助成導入に向けてのニーズということですが、

地元医療機関からは、現在任意接種である带状疱疹ワクチンについて、個人の意思により自主的に接種の希望があった場合は、相談の上、接種対応しているとのことですが、接種数も多くないことから、公費助成の導入に向けた明確な要望などは受けておりません。

今後において、発症者の予防を図るために、ワクチンの公費助成について検討する場合、医療機関や医師会のご理解とご協力が不可欠なことから、引き続きしっかりと連携を取ってまいりたいと考えています。

そして、最後、4点目の当町における带状疱疹ワクチン接種の公費助成の導入ということですが、国の厚生科学審議会における議論では、通常人から人への感染はしない、また罹患した場合に重篤化するおそれが大きくないと考えられている一方で、ワクチン接種により带状疱疹の発症や個人の带状疱疹後の神経痛の発症、今、議員がご指摘いただいたようなことだと思いますが、予防することができるという効果も期待されているということでもあります。

そして、带状疱疹ワクチンの有効性や効果の持続期間、費用対効果に関する知見も新たに報告されており、定期接種化について、引き続き議論が続いている状況であるというふうに認識しております。

そして、当町といたしましては、带状疱疹ワクチンの評価のために必要な治験など、国の動向を注視しながら、早期の定期接種化に向けて、国に要望してまいりたいと考えております。

あわせて、今後、コロナ禍の影響による免疫バランスの崩れや新型コロナ感染後の免疫力の低下、高齢化等の影響で带状疱疹の発症者が増加することが予測されることから、带状疱疹の発症予防とともに、一定の自己負担は伴いますが、带状疱疹ワクチンの有効性の周知、さらに当町における公費負担助成の導入についても前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

笹木議員。

●7番

今ほど町長から答弁いただきました実施自治体ですが、多分、私のほうの数字が正しいのだと思っております。近々の数字だと思っておりますので。

答弁を頂きました。国に要望する、前向きに検討するという事を答弁いただきましたけれども、私は、今まで多くの施策の実施に向けて、町長、教育省に提案、また要望してまいりました。また、そんな中、財政が本当に厳しい中でも、町民にとって重要であると判断していただいた施策に対して、実施していただき、感謝をしております。

今回の带状疱疹の公費助成も、当然、町の予算に影響するものでありますから、今回は、奈井江町に関して財政の影響額について少しお話をさせていただきたいと思っております。

日本の疫学調査を基にしたものでありますけれども、奈井江町における带状疱疹発症患者数、これは生涯推計になります、人口は本年1月1日現在になります。50歳以上で3,118人、65歳以上で2,062人、そのうち带状疱疹患者数は、50歳以上で675人、65歳以上で310人。また、带状疱疹神経痛は、50歳以上で151人、65歳以上で78人と推計されます。

でも、ここで重要になるのが、予算規模試算であります。奈井江町における初年度公費助成導入に向けた予算規模試算、推計ですけれども、前提として、半額助成、そして接種比率は、不活化ワクチン、生ワクチン、5対5ということで予算試算をしてみました。不活化ワクチン、助成額2万円、同じく生ワクチン4,000円として、接種率1%ですと、助成費用は、50歳以上で37万4,000円、65歳以上で24万7,000円となり、接種率3%ですと、50歳以上で112万2,000円、65歳以上で74万2,000円となります。

また、ワクチン未接種の場合の年間医療費として、50歳以上で213万円、65歳以上で158万5,000円と推計されます。

助成費用もこのようにかかりますけれども、自己負担額の金額も同様にかかります。そんな中でも、希望する町民がいましたら、健康寿命推進のため、ぜひ実施に向けて検討していただきたいと思っております。

奈井江町の発症患者数、予算規模試算について、町長にお伺いいたします。

●議長

町長。

●町長

具体的なご提案ありがとうございます。私どものほうも、シミュレーションがちょっと違うので、ここでそのことの議論は避けたいと思っておりますが、どれぐらい、例えば10%受けたらどれぐらいかかるのか、というようなことも試算をしております。

今ご指摘のとおり、まさに健康づくりをどれだけどういう形で展開していくかということが課題でありまして、具体的に言うと、一番今悩ましいのが、新型コロナウイルスワクチンについて、今年度をもって終わるわけですけれども、来年度以降、インフルエンザと同じような形で、国が指定する中でワクチン接種を推奨するのかどうか、そのときに公費がどういう形で関わっていくのかとか、いろいろなことに関連して、全部やればいいですけれども、そのときの財源がどうなのかとかということも、私どもとし

ては現実シミュレーションをさせていただいています。

そういう中で、改めて申し上げますけれども、今、議員がご指摘いただいた実態も承知しているところでありますし、先ほども申し上げましたけれども、まさにコロナワクチン以降の、逆に、この带状疱疹の発症率が増えることも想定されるということをご前提として、繰り返しになりますけれども、前向きに検討をさせていただくということをご理解いただきたいと思います。

●議長

笹木議員。

●7番

前向きに検討という答弁を頂きました。

町長ご存じのとおり、この带状疱疹ワクチンは、有効性ですけれども、生ワクチンで5年程度、それから不活化ワクチンでは10年以上というふうになっております。

今ほどの試算推計では、両ワクチン5対5ということで、私も計算をしてみたんですけれども、例えば、接種を受ける方の年齢、自分が受けるときのその年齢、また自己負担も半額かかるわけです。結構高額であります。不活化ワクチンですと、仮に半額助成になっても2回接種することによって1万、1万の自己負担がかかるわけでありまして。

そういうことを考え合わせるときに、この5対5というのは、私自身はどうかなとは思っているんです。実際問題、例えば6対4とか、7対3とかというような接種率になるということもちょっと考えられるのかなというふうに正直なところ思っております。

接種率も、今ほど町長10%というお話もありましたけれども、ほぼ全国を見ますと3%というのが、現在の状況のようであります。

今ほど答弁いただきました、どんな状況が、この先、コロナもそうですし、様々な状況の中で決められた金額の中で、どれを優先するかというのは当然分かりますけれども、中に、全国自治体で10%というパーセントが出ているところもあったんです。10%になると、金額が全然また変わってきます。

それで、私もまたここも少し気になって調べてみましたが、ここの場合は、対象者全員に個別に郵送で接種を促して接種をしたようなんです。それで10%。普通、一般的な接種を啓発するという部分では、ほとんどの自治体がやっぱり3%で収まっているようで、収まるというのはおかしいですけど、3%ぐらいのようであります。

罹患者が30%という推計というのは、健康寿命を考えたときに、何回も前向きに検討と町長に答弁を今いただきましたけれども、本当に、判断、実施に踏み切る、それも少しでも早く、必ず国で定期接種化に私はなると思っておりますので、なる前に、ぜひ実施をしていただけたらなと思っておりますが、町長もう一度お願いします。

●議長

町長。

●町長

本当におっしゃるとおりだと思っていて、重ねて言うと、例えば、誤嚥性肺炎のワクチンだとか、私どももそうですが、高年齢になってやっています。要は、いろいろな形のもの但至少でも早くやった方が効果があるということも認識しておりますから、やるんだったらしっかりやりたい。そんな思いもあって、強く前向きに検討していますので、お時間を頂きたいと思います。

●議長

笹木議員。

●7番

私の質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩を取りたいと思いますので、再開は1時からということでお願いをいたします。

(休憩)

(11時51分)

(5. 8番大関議員の質問・答弁)

(12時59分)

●議長

それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番大関議員。

(8番 登壇)

●8番

8番、大関です。私から大綱2点、町長に伺いたいと思います。

1点目は道の駅についてであります。

奈井江町に道の駅が誕生してからかなりの年月がたちます。ないえ温泉が休止中の現在、町外からの流入人口が多いのが道の駅です。しかし、完成当時と環境が変化してきたと感ずますし、多くの町民から、もう少し何とかならないのかという意見も聞くところであります。道内でもにぎわっている道の駅は、どちらかというショッピングモール的な施設が増えたとも感じております。

奈井江町の道の駅らしさをどう出すか、また、活性化やにぎわいをどう出すかという

ことで、1つ目に、現在、生涯活躍のまち事業や地域おこし協力隊など、様々な人材がまちづくりに協力していただいておりますが、その方たちと主に道の駅の在り方を協議できないか。

2つ目には、第7期まちづくり計画の実施計画において、町として道の駅の方向性をもっと具体的に示すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員から道の駅の活性化に向けたご意見だと思えます。

道の駅につきましては、平成5年に制度が創設されて以来、四半世紀が経過する中で、国は、2020年から2025年を第3ステージとして位置づけて、道の駅を核とした地方創生及び道の駅の持続可能な安定運営を目指し、観光機能や防災機能、コミュニティ機能の効果を推進しているところであります。

現在、各地に新設されている道の駅では、駐車場や地域振興施設の大規模化、商業化が見受けられるほか、既設の道の駅では、敷地の拡張や移転、施設の更新、管理運営者の変更も含めたりリニューアルが行われております。

本町の道の駅につきましては、平成17年度より公共施設に民間団体のノウハウや創意工夫を発揮できる指定管理者制度を導入しておりますが、本定例会において、令和6年度から5年間の指定管理者の指定に関する議案を提出させていただいております。

国が道の駅に求める防災機能などの強化や利用者・住民が求める商業施設などのニーズに対してどのような手法で応えていくのか、さらには、平成7年に開設してから28年が経過し、今後における施設の老朽化など様々な課題がある者と認識しているところであります。

道の駅の在り方については、時代とともに変化し、求められる様々なニーズに対して、町民をはじめ、関係機関や団体などによる共通の理解と認識、そして、協働のもとでの運営をされる必要があると考えております。

ご質問にありますように、今後の協議について、また、第7期まちづくり計画の実施計画における今後の方向性など、活性化に向けた取組について検討してまいりたいと考えておりますし、併せて、地域おこし協力隊のご意見を活用したということにつきましても、道の駅で開催された、昨年、今年もありますが、ティラノサウルスレースなど、ゆめぴりかフェスには町内外から多くの方が集まっていただきました。

そして、今、ご指摘のとおり、生涯活躍のまちの取組の1つである町と都市部の民間企業人材と交流、先ほども傍聴いただきましたけれども、今回、ニコン日総プライムの

皆さんが奈井江町の活性化に向けたご意見を賜るといふようなことも含めて、いろいろな形で取組を進めておりますけれども、その交流に関わった町民の皆様、町外の皆様からも、道の駅の活用の可能性について提案をいただいているところであります。共奏ネットも含めて、これらのことについて、それらの意見を十分踏まえながら活性化に向けた取組を町としても進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

大関議員。

●8番

理解するところであります。

自分が議員になって8年とちょっとですが、当初からいろいろな議員から道の駅の在り方について要望がたくさん出てきたかと思えます。私どもも所管事務調査で毎年のように道の駅を調査していますし、今年の予算委員会の町長の答弁でも、今、おっしゃられたことと似たようなことが答弁されたかと思えます。

自分も、現在の指定管理者、今後も続くかと思えますけれども、いま一つ、行政側と同じ方向を向いていないのかと少し思うところがありまして、所管事務調査に行き現場視察した折に、その指定管理者から、いろいろな場面で議員さんにここをもう少し何とかしてくれとかって具体的に話されるんです。ですから、担当課長、担当参事とか、いろんなところでこういうふうにしていきたいって言われることも我々理解するんですけれども、いま一つ、指定管理者が言うことを聞いてくれないと言ったらあれですけども、方向がちょっとずれているかなと思う場面が多々あります。しかしながら、道の駅もヘリポートが整備されてから、いろんな、先ほど町長が言われたとおり、ティラノサウルスレースだったり、ゆめぴりかフェスだったり、いろいろな行事が催されて、それなり人を集めているかと思っています。

今年もティラノサウルスレース、100人ぐらいが多分来たと思われましても、ほとんどの方が町外から来て、奈井江町からの参加者は3人ほどと聞いていますけれど、やっぱり100人来て97人が町外から来るということは、すごく、まちづくりとしてはこれを生かさない手はないと思えますし、今年初めて行ったゆめぴりかフェスについても、準備したゆめぴりかが全然間に合わなくて、追加して炊くような、本当に多くの町民に来ていただいていますし、キッチンカーもいろいろ出ましたけれども、町内からも2業者ほどが協力していただいたということで、本当にここ数年はちょっと盛り上がりを感じられるようになってきましたけれども、ですから、これからの方向性として、道の駅の管理は指定管理者にしてもらうけれども、いろんなフェスは違う方々がやっていったほうがいいのか、今、現状はそういうふうになっているように感じますけれども、この辺のことについて、もう一度町長の答弁をお願いします。

●議長
町長。

●町長

ご質問にお答えしたいと思います。

まず、議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんもこれまでもずっと同じようなご心配をいただいていることについて、十分認識をしているつもりであります。

先ほど冒頭のところで申し上げましたとおり、国としての道の駅の位置づけが第3ステージということで、当初の24時間トイレ、前の答弁でもちょっと申し上げましたけれど、24時間稼働のトイレの駐車場があればということから変わってきているというのも当然のことと認識をしております。

そういう中で、奈井江町として、例えば、近傍でいけば石狩でありますとか、長沼でありますとか、そういう地元産品を活用した活性化ということについては、実際の話、なかなか難しいのかというふうに思っています。近傍のハイウェイオアシスについても、決して順風満帆の運営をしているというふうには聞いておりませんし、そういう中で、奈井江の道の駅らしさって何だろうということだと思えますし、今、おかげさまで札幌から旭川までのちょうど中間にも位置し、かつ、滝川から曲がってといいますか、十勝に向かう道なども含めたときに、中空知のゲートウェイというようなことも含めて、本当に防災の拠点として、非常に重要な位置づけがされているというふうに思っております。

このことについては、北海道においても、札幌、国交省においても位置づけをいただいていることですので、そのことをしっかりと受け止めた形での施設の運営というのが、やっぱりこれから必要なのかというふうに思っています。

とは言いながら、町民の皆さんにどれだけその施設を親しんでいただいて、理解していただくのかということが残された課題としてあるわけですので、そのことにつきましては、まさに今ほど議員からもご指摘があったとおり、今回のゆめぴりかフェスのほうも、対象を町外の人に発信するというところで絞った結果でありますので、町民の方々の参加は少なかったかもしれませんが、逆に言うと、目的は十分に達せられたというふうに認識をしております。そういうことでの施設の利用、在り方、アピールというものを、まさにご指摘のとおり、地域おこし協力隊をはじめ、共奏ネットと一緒に進めていくことができればというふうな形で、今、12月19日から、また、共奏ネットを中心として協力隊ともどもに道の駅でイベントを開催します。町の人たちにも親しんでもらえる試みということで、今回は逆に町民に向かったイベントというふうに伺っていますので、いろんな試みを進めていきたいと思っています。ご理解をいただきたいと思えます。

●議長
大関議員。

● 8 番

理解をいたしました。

思い起こすと、道の駅ができた当初、農業団体も直売所的なものをやるのに協力していたと思います。しかしながら、奈井江町の農協は、当時、生産部会の力が強くて、直売とかにはちょっと非協力的だった面があったと思います。なので、道の駅に置く野菜等についても、部会には出せない、あまり品質のよくないものを置いた結果、やっぱり消費者離れが進んで、今のような状況になっているかと思っています。今ですと、本当に、砂川のA i A iですと、もぎたて市だとか、本当にいい品質ものを置かないと消費者はリピーターとして来てくれないということはありますけれども、当時、そんな感じもあったのかと思って、我々、生産者の1人としてもちょっと失敗があったかと感じておりますが、町長言ったとおり、これからもしっかりとやっていくということでありますので、また、19日から共奏ネットが主催となってクリスマスウイークというのを始める予定だとも聞いておりますので、いろいろなイベントをやるときに、PRの方法も少し検討していきながらやっていっていただきたいと思います。

今年行ったゆめぴりかフェスも、結構、町民の方で知らなかったという人が、ちょっと耳に届いていますので、これからイベントをやる際にはPRの方法も十分検討しながら頑張ってくださいと思いますので、町側のいろんな方法、いろんな対策を込めて、道の駅にも取り組んでいただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いをしたいと思います。

以上で1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目はヒグマ対策についてであります。

先ほど午前中に星議員が質問したので少し答弁が被るかもしれませんが、私なりに少し質問をしたいと思います。

11月9日に砂川市地域交流センターゆうで、空知総合振興局主催の空知地域ヒグマ対策防除技術実践研修会が開催され、ヒグマの基礎生態及び身近にできる防除とヒグマの防除技術研修、電気柵についての話がありまして、これらを基に質問をいたしたいと思います。

道内では、至るところでヒグマが出没しており、砂川市でも11月上旬で約60件、町内でも、先ほどの話だと20件の目撃情報があり、市街地での目撃は今回初めてかと思っています。

ヒグマの増加原因と思われることですが、1つ目には個体数の増加。これは、道内では残雪期の春グマ駆除を1990年に廃止して以降、生息数が増加しています。2つ目は農家戸数の減少。これについては、1戸当たりの耕作面積が増加したため、機械化が進み、田畑に人の姿が減っているため。3つ目には、飼料用作物の国産化。子実コーンでありますとか、デントコーン類の増加。コーン類は草丈が長いため、一度、熊が畑に入ると見つかりにくいということもあります。

町内でも様々な対策を講じてきましたが、これまでの有害鳥獣と違い、町民が被害に遭う可能性があり、対策が必要と考えます。また、農村地区と市街地の対策は違うとも

思います。

奈井江町ではハンターの環境がよくありませんが、SNSの発達により、ヒグマを駆除したあと、自治体やハンターが批判されることもあります。駆除に対する理解を醸成することも必要だと思います。この先、ヒグマとどう向き合うのか。真剣に防災対策として検討すべきと考えますが、現段階での町長の見解を伺います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

ヒグマの被害の対策についてのご質問であります。

先ほどの星議員との重複もあるかもしれませんが、私自身、まさか市街で熊を見るといふか、見ていませんが、熊の対策を考えなければならないということは、全く考えておりませんでした。そういう状況にあるということをご答弁をさせていただきます。

道内におけるヒグマの生息数は増加傾向にあるものと考えられており、専門家からは、ヒグマの生息域が人里周辺まで拡大していることや、人への警戒心が薄れているなど、ヒグマの生態や行動が変化していることが指摘されていると、そういう状況であります。また、ヒグマは、森林や河畔林などを利用して移動し、行政界を超えて出没することが想定されるなど行動範囲は広がっておりますが、町では、今ほどもありましたように、砂川市や農協、猟友会などの関係団体で構成する有害鳥獣対策連絡協議会を設置して、出没の状況に応じて周辺自治体との連絡会議を開催するなど、広域的な危機管理に努めているところであります。

現在、市街地における出没抑制対策、高齢化が進むハンターの育成・確保など、被害対策に向けて多くの課題があるものと認識しておりますが、道においては、熊と人とのすみ分けを図り、人との軋轢を減らすための対策でありますゾーニング管理の導入に向けた検討を始めており、さらには、近年多発する市街地の出没の効果的な対策として、AI技術などを活用した問題個体の認識、識別などの技術検証も進められているところであります。

今後、より効果的にヒグマの被害防止対策を実施していくためには、町や近隣自治体との連携による対策をはじめ、国や道による施策の推進など、それぞれが担う役割を明確にし、出没の抑制から出没時の対応まで、短期的、そして、中長期的、両方の視点を持った総合的な対策の検討が必要であると考えております。

町といたしましては、来年度に向けて町民への注意喚起や問題個体への対応強化を検討しているところでありますが、引き続き関係機関との連携のもと、道が策定しているヒグマ管理計画に基づく対策を進めていくとともに、今後につきましては、様々な対策への検討や検証結果などを踏まえ、中長期的な観点から、本庁の実情にあった対策を検討してまいりたいと考えております。

現実の話、まだ確認していませんが、環境省が指定管理獣に認定をするという動きがありますから、これを受けて、また北海道の対策の在り方も変わってくると思っております。そこら辺も踏まえながら、まずは捕獲だとかできればということですし、奈井江町の場合は、それがあっての駆除という形になろうと思っております。そんなことも含めて、いろんな情報を勉強しながら、そして、これは広域的に取り組まなければならないという視点を十分踏まえて、関係団体、北海道を中心としたところと協議を進めていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

●議長

大関議員。

●8番

私の立場でも、市町村レベルの対策と、やっぱり振興局の対策とも連動していかなきゃいけないと思っておりますし、先日、浦臼と奈井江町の議会で講師として振興局長を呼んだんですが、その折にも、市町村をまたいだ対策を振興局としてお願いしますということも言っておりますし、現在、国会でも野党の議員からはヒグマ対策を何とかすれって、多分、委員会で非常に積極的に議論をしていますし、11月28日の道議会でも、ヒグマ対策として春季管理捕獲に参加する市町村向けにハンターの報酬補助費として1,500万円を準備しているという報道もあります。このことについては、奈井江町はちょっと当てはまらないかと思っておりますけれども、関係する方々のヒグマに対する知識を高めることは、私は必要かと感じていまして、再質問では、奈井江町として、ヒグマの生態に関する講習会などを開いてはどうかと考えていますけれども、今年も北海道と同様に秋田県もすごく被害が多いらしいのですが、なぜこんなに熊が増えたかということ、昨年は、秋田県ではブナが豊作で、非常に熊がベビーラッシュだったということで、今年是不作だから人里へ降りてきているということもあります。北海道もドングリが不作の場合は人里へ降りてくるということも聞いています。

東京農工大学の小池伸介教授によると、生息数が回復していますので、熊が保護から管理に変化をしないといけません。人里周辺では銃で積極的に駆除し、熊を山に押し返さないと被害は減らないとも言っています。

国のほうでも、今年は環境省で熊対策専門家緊急派遣事業というのをやっているようで、専門家を現場に派遣し、対策について指導・助言をする、経費は環境省持ちということも事業もあるみたいですので、本格的に熊対策を検討していかなければいけないとも思っています。

鹿だとジビエとして利用できますので、浦臼に施設がありますけれども、ですが、浦臼のジビエの施設も当初の計画の倍ぐらいが搬入されているということで、本当に調理をして出る最後の産廃的なところが、少し量が多くなってきて、その金額については、百数十万円と聞いていますけれども、それは今、浦臼町で持っているそうですが、この金額についても、近隣の市町村で何とかしてくれないか的なことを、今、内部で検討し

ているようではありますが、熊も、もしかしたらジビエになり得るかもしれないという報道もあります。

例えば、今、岩見沢市の毛陽地区では、ジビエとしてハンバーガーを作ってメープルロッジのほうで販売を始めるといことですので、この辺ですと、新十津川の肉屋さんでもジビエとして取り扱うようなことも聞いていますし、なので、ヒグマについて、この先、どうやってやっていくかということでも対策を講じてほしいんですけども、まずは生態を知ることが大事かと思ひます。

先ほど言ったとおり、町内で生態を知るような講習会の開催はできないのかどうか、この辺について伺いたいと思ひます。

●議長
町長。

●町長

ありがとうございます。

まさに、おっしゃるとおりでしかないですけども、今、奈井江町としても、熊の駆除に関しては1頭1万円、秋も補正させていただいたと思ひますが、それで足りるのか、足りないのかの問題ではないのですが、何よりも駆除してくれる人が本当にいないという実態の中で、そして、環境省が特別に派遣しますとかつて言っていますけれども、内地、府県の過疎化進んで、そこに熊があつて、そこを、さっきもちょっと申し上げたグリーンベルトみたいにして草を刈って入ってこないように、見えるようにするとか、奈井江町の場合、そういう状況とは全く違うということでもありますから、奈井江町としてどんなことができるのかということが、やっぱり課題になると思ひています。

そういう意味では、やはり、春グマの駆除だとか、そういうことが一番効果的なのかと思ひていて、それは広域的でなければならぬし、まさに、私が役場に入って最初の、もう40年以上も前になりますけれども、最初の日に春グマの駆除をしたから、お前、ちょっと行ってこいといつて、高島の元某ハンターのところに行ったのを覚えています、そういうことにならないとなかなか難しいのかというふうに認識をしているところであります。

まさに、流行語大賞にもなってしまうような状況ではありますが、繰り返しですが、北海道の熊と秋田の熊も違うでしょうし、札幌の定山溪方面で出る対策とこことは違うのかと思ひていますから、そのようなことを逆に、今、議員ご指摘のとおり、熊の生態というようなことを、そういう視点でもご教授いただくということは極めて有効かと思ひています。

今、ここで、いつどこでということは限定できませんけれども、前向きに検討させていただきたいと思ひていますので、ご理解と、また、ご協力をお願いしたいと思ひます。

●議長

大関議員。

● 8 番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

農業被害も、2022年、道内ですと熊の被害が2億7,100万円ということで、ほとんど、半分ぐらいが飼料用コーンであります。飼料用コーンについても、奈井江町はまだありませんけれども、砂川市のほうで増えていますし、新十津川でも増えています。やはり、いろいろな条件が重なって熊が生育しやすくなっている状況もありますので、今後、奈井江町としてもしっかりと対策をもって町民に被害が及ばないような対策を検討していただきと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

● 議長

大関議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

日程第6 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時26分)

● 議長

日程第6、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

● 副町長

定例会出席、お疲れさまです。

議案書の49ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和5年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、同様の給料表や支給手当額の改定を行うため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

詳細につきましては担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課参事。

●総務課長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、配付されております資料でご説明いたしますので、定例会資料3ページ、資料2をお開きください。

今回の条例改正は、令和5年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

月齢級の改定では、民間給与との格差を解消するために、俸給月額を平均で0.96%引き上げ。

特別職の期末手当及び一般職の期末勤勉手当を0.1か月分増額、再任用職員及び次ページにあります会計年度任用職員は0.05か月分を増額し、令和5年度につきましては、12月支給の手当につきましては、それぞれ2.3か月、再任用職員は1.2か月に、会計年度任用職員は1.25か月にするものであります。

なお、令和6年度につきましては、6月と12月でこれを均等に配分するものであります。

この条例は公布の日から施行し、条例の第2条及び第5条に関しては、令和6年4月1日からの施行、第1条、第3条及び第4条の規定による改正後の奈井江町職員の給与に関する条例、特別職の給与に関する条例及び奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時30分)

●議長

日程第7、議案第6号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書75ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

77ページでございます本案の提案理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保健法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険被保険者で出産される方の産前産後期間に係る国保税所得割額及び被保険者均等割額ついて、令和6年1月分から減額するため、本条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時31分)

●議長

日程第8、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出。

提出者、奈井江町議会議員、篠田茂美。賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく、根岸一志。

提案理由。

奈井江町議会議員の期末手当の支給額引き上げを行うため、本条例を一部改正いたしたい。

次ページをご覧ください。

奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正文につきましては省略いたします。

附則。

第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の奈井江町議会の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

以上でございます。

●議長

ここで、提案者の補足説明があれば発言を許します。3番、篠田議員。

●3番

補足説明をいたします。

昨年の第1回定例会で議会報酬等調査特別委員会より報告されました今後の期末手当については、町三役に準ずることと決定しており、令和5年8月の人事院勧告に鑑み、今回、町三役の期末手当が引き上げられますので、これに順次、改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第4条中、100分の440を100分の450、100分の220を110分の225に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、すでに支給されている期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上、補足説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時34分)

●議長

日程第9、議案第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町地域交流センター）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の81ページをお開きください。

議案第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について」。

地方自治法の規定に基づき公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会。2、管理を行わせる施設は、奈井江町地域交流センター。3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。4、管理業務の範囲は、第1号は、施設（駐車場を含む）の維持及び管理運営。2号から3号は、道の駅スタンプラリーに関する業務及び施設の利用許可。第4号は、施設の利用料金の收受並びに利用状況の集計及び町への業務報告。第5号は、自主事業。第6号、上記業務に付随する業務であります。5、利用料金に関する事項では、奈井江町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき、施設の利用料金は指定管理者の収入として收受させるものであります。

なお、選定に係る経過等について、担当参事よりご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長。

総務課参事。

●総務課参事

それでは、議案第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について」、ご説明いた

します。

指定管理に係る選定の経過、選定の基準と審査の視点、提出された団体からの計画等につきまして、定例会の資料によりご説明申し上げます。

資料の41ページ、資料6をお開きください。

令和5年8月23日に公募を開始いたしまして、現地を含む説明会を経て、10月10日に締め切ったところでありますが、特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会、1団体からの応募を受け付けたものでございます。

10月20日、11月2日、8日、9日及び14日に開催しました選定委員会では、応募団体の申込み資格の確認、そして、プロポーザル方式による計画などの提案を受け、実績・能力などを総合的に評価し、指定管理者として業務の履行に適した候補者として選考することに合意しております。

資料の42ページをお開きください。

選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式とし、9名の選定委員会員により、記載のあります選定の基準と審査の視点に基づき、11月9日に企画提案書及びヒアリング等の内容を審査いたしました。

64ページをお開きください。

2次審査集計表では、審査基準において、緊急時などの対応や従業員の地元雇用、管理費用の縮減などに加重配点し、全採点者が項目ごとに採点した合計の平均点がより高い評価点となった団体を指定管理候補者として選定する審査を実施したものであります。

地域交流センターの指定管理につきましては、応募者が特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会、1団体ということ、合計の平均点が61.22点という結果であり、標準的である場合の平均点が60点となるため、これが1つの目安となり、標準点数を満たしているものであります。

45ページにお戻りください

募集要領の様式に基づいて作成された提案の内容であります。

まず、管理業務の計画として、施設の管理運営の基本的な考え方・方策について記載されておりますが、1、平等利用の確保及びサービスの向上では、地元町民はもとより、道内外の利用者が快適に利用できるよう、安全安心な視点から管理運営を行うため、担当者の指導強化に努め、ボランティア会員支援のもと、元気の出るサービスを行うこと、加えて、令和3年4月に北海道の新広域道路交通ビジョン計画において、広域的な防災機能を担う道の駅に認定されたことから、緊急・災害時における関係団体の連携・対応に努めるという方針が示されてございます。

45ページから48ページにかけての、2、施設の効用の最大限の発揮では、利用者の実態を把握し、効率的な管理を行うほか、道の駅としてスタンプラリーへの対応を考慮した開館時間が設定されているほか、道の駅連絡会など関係機関との連携を深める中で、地場製品のPR・販売に努めるほか、シーニックバイウェイ北海道推進協議会との連携による自主事業の展開、また、改めて町の協議が必要となりますが、SDGsに係る事業として太陽光発電設備も計画されてございます。

48ページから49ページにかけての、3、適切な維持及び管理並びに経費の縮減では、ないえ福祉会の利用者の雇用を含む管理・清掃の体制及び専門業者に適正な維持管理が計画されているほか、経費の縮減として、日常の点検や消耗品等の節約に取り組む内容となっております。

49ページから50ページにかけての、4、管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力では、これまでの経験をもって利用者の増加や雇用の継続、経営能力の向上を目指す内容となっております。

50ページから51ページにかけての、5、その他では、自主事業の展開の歩か、シーニックバイウェイ北海道推進協議会やほっかいどう学推進協議会等、関係機関との連携が計画されております。

62ページをお開きください。

管理費用の提案額を乗せてございます。

このページでは、5年間の収支の総額を記してございますが、公募に当たっての町の積算額1億2,336万円に対しまして、日本一直線道まちづくり研究会は1億2,667万円となっております。

各年度の金額につきましては、次ページに記載のとおりでございます。

自主事業の収入、支出の内容は、54ページから事業ごとに記載のとおりでございます。

なお、今後の手続につきましては、ご決定をいただいた後に、管理業務に係る協定書の締結を進めることとなります。

以上、資料の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。4番、遠藤議員。

●4番

4番。今ほど、道の駅についての説明がありました。管理費用について伺います。

前年度の管理費用から見ると、かなり増額になってはいますが、その内容についてお伺いいたします。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

町の積算した金額の管理費用ということでよろしいでしょうか。

定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。ただいまのご質問でございますが、町の積算した管理料が増加した内訳という形になりますが、まず、増加の主な要因とい

たしましては、除排雪費用ということで、近年の降雪状況による排雪回数の増加などや、新たに開発局のほうで設置いただきましたカーポートでしたり防災倉庫などの屋根の雪下ろし等の新たな対応箇所の追加によるものでございます。

加えまして、人件費ということで、最低賃金の上昇ですとか、今後の人件費等の上昇を見込んだ上で試算を行った結果、増額となっております。

また、電気料につきましても、料金改定によって増額という形になっている試算が主な要因となっております。

●議長

4番、遠藤議員。

●4番

増額になった部分、主に除排雪部分ということでしたけれども、金額的にはどれくらいになるのか。

そして、2点目について、先般、所管事務調査の中でも、この除排雪についてたくさん議論がありました。詳細の部分は説明がもらえませんでしたけれども、直営という部分での話もあったかと思えますけれども、そういった考えはどうであったのか、お伺いしたいと思います。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

ただいまのご質問でございますが、除排雪費用につきましては、町の積算では、前回の公募時と比較しまして約360万円ほど増額してございます。

次のご質問の除排雪費用の直営というか、その方向性という形になろうかと思えますが、町としてもそのようなご意見をいただいたということで検討もしたところでございますが、指定管理者として駐車場を含む施設全体の管理をお願いしている以上、除排雪業務だけ町のほうで実施するということは、施設全体の管理責任が不明確になるのではないかというふうに考えてございます。

また、駐車場以外の建物周辺の雪処理にも関係もありますことから、一体的に実施することが効率性は高いものと判断してございます。

加えまして、除雪につきましては、降雪状況によっては朝だけではなく、1日に複数回実施することもあり、状況に応じたきめ細かな対応を行うためには、施設管理者による総合的な管理が望ましいということを考えてございます。

以上の結果から、引き続き、指定管理者のほうで除排雪のほうをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

●議長

よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。4番、遠藤議員。

●4番

今ほどいろいろと説明もありましたけれども、私としては、道の駅のちょうど北側の出入口になりますけれども、あそこでよくトレーラーがはまっている姿を年に幾度か見ております。やはりその辺、管理者任せといってもなかなか上手にできていないのではないかと、そんなふうにして見ております。

やはり、そういったトレーラーのはまった人たちの間での無線のやり取り、そういうものがあつたときに、奈井江の道の駅の評判を落としてはよくないのかなというふうな思いもありますので、ここはやはり奈井江の町として責任を持って除排雪をしていただきたいなというふうな思いがあります。

それともう1点ですけれども、事業計画の内容を見ても、前回の事業計画とそんなに相違がない。強いて言えば、追加になった文言があつたとしても、町民の皆さんの期待に応えられるような内容ではちょっとないのかなという思いもありまして、このことについては、私は反対したいと思います。

●議長

ほかに討論ありませんか。6番、大矢議員。

●6番

私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の指定管理につきましては、所定の取組に応じまして公募されました。残念ながら1組ということで、これの公共性といいますか、正確性というのは問題となるのかもしれませんが、ご覧のように採点表においても60点以上を確保をしておりますし、今までの実績から考えましても、町が期待する管理運営はしてもらえるものと判断しています。

昨年の大雪においても、支障なく駐車場の除排雪もやっておりますので、問題はないかと思っておりますので、そういう意味からも含めまして、今回の指定管理については賛成といたします。

●議長

ほかに討論ありませんか。

(なし)

●議長

これにて討論を終わります。

議案第10号を起立により採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時50分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書1ページをお開きください。

議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2億2,303万9,000円を追加し、予算の総額を70億1,840万円とするものであります。

第2条では、4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、小学校空調設備整備事業で3,450万円を追加、中学校空調設備整備事業で3,920万円を追加しております。

1ページの第3条でございますが、4ページ、第3表、債務負担行為補正に記載のとおり、地域交流センター指定管理業務に係る債務負担行為1億2,667万円の追加を

行っております。

令和5年12月8日提出。奈井江町長。

それでは補正予算の内容について、歳出よりご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

1款1項1目議会費、町議会議員に要する経費では、期末手当支給月数の引上げにより職員手当等18万3,000円を追加計上、10ページ下段から11ページにわたる2款1項1目の一般管理費、その他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員に係る期末手当の引上げのほか、採用人員の精査により、報酬等の減額を行っております。

また、訴訟に関する弁護士委託料を追加計上し、合わせて190万3,000円を減額計上しております。

11ページ下段から12ページにわたる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、町内事業者価格高騰対策支援金、医療・福祉・介護事業者支援給付金、子育て世帯応援給付金、事務費・システム改修費、合わせて2,688万7,000円を追加計上しております。

12ページ、4目財産管理費、庁舎の維持管理に要する経費では、庁舎内自動火災感知器の修繕料11万円を追加計上。

庁舎整備等に要する経費では、新庁舎引渡し後の電気工作物保安管理業務の委託料8万1,000円を追加計上。

9目の減債基金では、地方交付税の再算定に伴う臨時財政対策債償還費分の積立金1,188万4,000円を追加計上。

下段から13ページにわたる10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金40万5,000円を追加計上。

3項1目の戸籍住民基本台帳費、戸籍住民登録事務に要する経費では、戸籍帳票データ連携を行うためのスキャナー機器保守委託料で1万4,000円。

法改正に伴う戸籍附票記載事項の改修を行うための戸籍情報システム改修負担金で165万2,000円を追加計上。

下段から14ページにわたる3款1項1目の社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費では、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金で事務費・システム改修費合わせて6,709万6,000円を追加計上しております。

14ページ、3目の老人福祉費、老人福祉施設措置に要する経費では、対象者1名の基準額変更による入所措置費4万6,000円を追加計上。

後期高齢者医療保険に要する経費では、令和4年度精算分の療養給付費負担金383万1,000円を減額計上。

15ページ、4目の母子福祉費、ひとり親医療給付事業に要する経費では、受診回数増により、審査支払手数料6,000円、扶助費82万3,000円を追加計上。

2項2目の児童措置費、療育医療給付事業に要する経費では、令和4年度未熟児療育医療費と国庫負担金返還金17万9,000円を追加計上。

下段から16ページにわたります4款1項2目の予防費、一般成人病予防事業に要す

る経費では、検査項目の見直しによる健康カルテシステムの改修負担金27万5,000円を追加計上。

2項2目のし尿処理費、し尿処理に要する経費では、設備更新工事費及び令和4年度取扱い量増加分の精査により、石狩川流域下水道組合負担金27万9,000円を追加計上。

6款1項3目農業振興費、農業振興に要する経費では、町内4か所の揚水機場における電気料高騰支援として、道の補助による農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援補助金28万4千1,000円を追加計上。

下段から17ページにわたる7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、空調設備の冷媒ガス漏えいの調査費58万3,000円を追加計上。

8款4項2目の下水道費では、下水道事業会計繰出金25万2千3,000円を減額計上。

5項1目の住宅管理費では、公営住宅の修繕料110万5,000円を追加計上。

下段から18ページにわたる10款1項2目の事務局費、スクールバスの運行に要する経費では、学校活動回数の増加に伴い、燃旅費15万1,000円を追加計上。

2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、一部の特別教室などを除く16室20台のエアコン設備について、来年夏までの設置に向けて空調設備工事、電源改修工事、合わせて5,000万6,000円を追加計上。

感染症に対応するための換気対策として、1階非常口への脱着式網戸の購入費43万1,000円を追加計上。

3項1目の学校管理費・その他中学校管理事務に要する経費では、一部の特別教室などを除く11室16台のエアコン設置について、来年夏までの設置に向けて空調設備工事、電源回収工事、合わせて5,196万4,000円を追加計上。

19ページ6項2目の体育施設費、体育施設の管理運営に要する経費では、町民プールの排気ファン更新修繕料145万2,000円を追加計上。

20ページにわたる12款1項1目の職員給与費では、人事院勧告、人事異動等による人件費の見込み精査で、合わせて1,284万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。

1款町税では、それぞれ現年度分の見込み精査を行い、1項町民税で、個人町民税1,132万7,000円、2項固定資産税で1,784万円、3項軽自動車税で38万円、5項都市計画税では33万6,000円をそれぞれ追加計上しております。

下段から8ページにわたる11款1項1目の地方交付税は、国による普通交付税の再算定に伴い2,920万4,000円を追加計上。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、戸籍情報システムの改修に伴う社会保障税番号制度システム整備費補助金165万2,000円を追加計上。

国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分として9,109万3,000円を追加計上。

5目の教育費国庫補助金では、小・中学校空調設備整備事業に伴う学校設備環境改善交付金2,721万8,000円を追加計上。

小学校での感染症に対応するための換気対策に伴う学校保健特別対策事業費補助金21万5,000円を追加計上。

16款2項4目農林水産業費道補助金では、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金284万円を追加計上。

下段から9ページにわたる18款寄附金では、明治安田政明様からのご寄附40万5,000円を追加計上。

19款1項1目の地域振興基金繰入金では、小・中学校空調設備整備事業への充当額として100万円を追加計上。

22款1項6目の教育債では、小・中学校空調設備整備事業に伴う学校教育施設等整備事業債として、合わせて7,370万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差3,417万1,000円については、歳入9ページ財政調整基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費に係る支援金等の詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明申し上げます。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

第4回定例会出席、ご苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要について説明いたしますので、定例会資料1ページをご覧ください。

令和5年度の地方創生臨時交付金につきましては、3月29日付で国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として、低所得世帯支援枠、推奨事業メニュー枠、合わせて6,948万7,000円の配分を受け、6月定例会で6事業について予算計上をさせていただき、実施してきたところでございます。

先月11月2日付では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金について、国から追加で配分がある旨の通知を受けたところであります。

そのうち、推奨事業メニュー枠の配分額につきましては、前回配分額のマイナス29%、プラスマイナス5%の幅で配分されるとのことで通知があったところです。

これを受けまして、歳入予算につきましては、前回配分額のマイナス29%の2,378万1,000円を計上しております。

満額配分される低所得世帯支援枠6,709万6,000円と、後ほど説明する学校保健特別対策事業の補助裏配分21万6,000円と合わせて合計で9,109万

3,000円を予算計上をさせていただいているところです。

追加配分された交付金の取扱いにつきましては、前回配分の交付金との連動性、いわゆる生活者支援と事業者支援という考え方を継続し、特段変更しないこととされております。

これを受けまして、奈井江町においても前回配分との連続性を考慮し、事業者支援として、1番目の町内事業者エネルギー価格高騰対策支援事業と、2番目の医療・福祉・介護事業者給付事業について、それぞれ10万円を給付するものであります。

町内事業者エネルギー価格高騰対策支援事業では、180事業者1,800万円を、医療・福祉・介護事業者給付事業では、19事業者330万円を前回と同額で予算を計上しております。

また、3番目の子育て世帯応援給付金事業では、物価高騰による経済的負担がより大きい子育て世帯への生活支援として、昨年度に引き続き実施するもので、18歳以下の子どもに対し、1人1万円を給付するものであり、事務費と合わせて558万7,000円の予算を計上しております。

次に、4番目の非課税世帯等生活支援事業につきましては、国が行う低所得者対策であり、前回予算計上した住民税非課税世帯に3万円を給付する事業に、追加で7万円を給付するものでございます。

給付に係る事務費と合わせまして6,709万6,000万円を追加で予算計上したものとなっております。

最後に、5番目の事業、学校保健特別対策事業につきましては、今回の配分とは別に、自治体を実施する国庫補助事業のうち、補助裏に臨時交付金が配分される事業となっております。

実施する事業概要は、小学校の非常口4か所に網戸を設置するものであり、43万1,000円を予算計上しておりますが、国庫補助金と合わせて100%財源充当されるものとなっております。

以上、5事業の合計事業費が9,441万4,000円、財源内訳につきましては、臨時交付金が9,109万3,000円、国庫補助金が21万5,000円、一般財源が310万6,000円となったところでございます。

年度末まであまり期間のない中での配分となりましたが、長引く物価高騰が町民生活・地域経済等へさらに影響していくことが予想されます。

本予算の議決後、各対象者へ支援が速やかに行き渡るよう、関係団体等と連携し、速やかに事務作業を進めてまいります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。3番、篠田議員。

●3番

小学校、中学校、エアコンの整備をするのは賛成ですけれども、資料は何も出ていないです。箇所数は冒頭で説明がありましたけれども、平面図で設置する場所、それと天井づけか窓につくのか、できれば分かるような形での資料を、後でもいいですから提出をしていただければなと思います。

それと、よその町を見ますと、滝川市なんかは今回の定例会で実施設計の委託を補正計上していますけれども、うちは職員のほうで積算をしながら、今回、こうやって計上をされたのか。その点だけ確認させていただきたいと思います。

●議長

教育委員会参事。

●教育委員会参事

定例会出席、大変お疲れさまです。資料の提出をしておりますでしたが、まず設置する教室につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

設置する教室につきましては、学校からの要望の聞き取りと協議を行いながら検討を進め、小中学校において普通教室、特別支援教室、理科室、音楽室、職員室、校長室、それぞれ設置を行い、このほか小学校では学童保育に使用している教室にも設置をしていきたいと考えております。

これらの設置する教室を決めた後、担当課と協議を行いながら、町のほうで積算をしているという形になっております。

資料の方につきましては、後日提出をしていきたいと思います。

●議長

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (14時10分)

●議長

日程第11、議案第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長

議案書23ページをお開きください。

議案第2号「令和5年度国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,247万円を追加し、予算の総額を2億377万円とするものであります。

令和5年12月8日提出。奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

29ページをお開きください。

1款1項1目一般事務に要する経費では、国民健康保険税の減額措置に係るシステム改修負担金15万4,000円を追加計上。

30ページにわたる4款2項1目直営診療施設管理を繰出金では、医療機器及び運営に係る空知中部広域連合からの交付金により、直営診療施設勘定繰出金388万4,000円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

28ページをお開きください。

4款3項1目の広域連合会計繰入金では、システム改修に係る特別調整交付金15万4,000円を追加計上。

6款2項1目の雑入では、令和4年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金843万2,000円を追加計上。

3項1目の診療施設補助金では、直営診療施設への補助金で388万4,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、29ページ、歳出、国保基金積立金を843万2,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時13分)

●議長

日程第12、議案第3号「令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書31ページをお開きください。

議案第3号「令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

第1条、業務の予定量の補正では、流域下水道建設負担金68万4,000円を追加し、総額1,446万4,000円としております。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款下水道事業収益において320万7,000円を減額し、総額4億3,569万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用において320万7,000円を減額し、総額3億7,949万4,000円としております。

第3条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において68万4,000円を追加し、総額3,973万円。

支出、第1款資本的支出において68万4,000円を追加し、総額2億6,710万4,000円としております。

32ページ、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費17万4,000円を追加し、総額858万8,000円としております。

第5条、他会計からの補助金の補正では、252万3,000円を減額し、総額1億4,560万1,000円としております。

令和5年12月8日提出。奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたします。

35ページをお開きください。

支出、下水道事業費用、営業費用の4目、総係費では、人事院勧告による人件費の見込み精査で、合わせて17万6,000円を追加計上したほか、令和4年度決算及び令和5年度管理経費の精査により、石狩川流域下水道組合負担金で320万7,000円を減額計上、予備費17万6,000円を減額計上しております。

続いて、収益的収入についてご説明いたします。

収入、下水道事業収益、営業外収益の2目、他会計補助金320万7,000円を減額計上しております。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、36ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費の2目、流域下水道建設費負担金では、事業費の増高により68万4,000円を追加計上しております。

続いて、資本的収入でございますが、収入、資本的収入、他会計補助金68万4,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を

お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時17分)

●議長

日程第13、議案第4号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長

議案書38ページをお開きください。議案第4号「令和5年度病院事業会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、一般エックス線撮影用FPDシステムほかで852万円を減額、受電設備改修工事をほかで57万6,000円

を追加計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款病院事業収益において140万9,000円を追加し、総額8億1,307万9,000円としております。

39ページをお開きください

支出、第1款病院事業費用において44万5,000円を減額し、総額8億1,600万4,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において992万5,000円を減額し、総額9,413万7,000円としております。

支出、第1款資本的支出において794万4,000円を減額し、総額1億3,808万円としております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費402万5,000円を減額し、総額4億7,342万円としております。

令和5年12月8日提出。奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について収益的支出からご説明いたします。

42ページをお開きください。

43ページにわたります病院事業費用、医業費用の1目、給与費では、人事院勧告、人事異動等による人件費の見込み精査で625万4,000円を減額計上。

44ページをお開きください。

3目経費では、出張医師の旅費交通費、派遣医師委託料等により376万6,000円を追加計上。

医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、人事院勧告、人事異動等による人件費の見込み精査により204万3,000円を追加計上しております。

続いて、収益的収入についてご説明いたしますので、42ページをお開きください。

病院事業収益の医業外収益では、保健事業における委託費等対象経費の精査及び派遣医師による当直回数の増加に伴う運営費の増により、国民健康保険調整交付金140万9,000円を追加計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

45ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費、1目資産購入費では、医療機器購入費の精査により852万円を減額計上。

2目改良工事費では、来年夏までの病棟などへのエアコン設置に向けて、電気受電設備改修工事費57万6,000円を追加計上しております。

資本的収入において、医療機器整備事業ほかに係る病院事業債として、1目特別地方債、2目過疎債ともに620万円を減額計上、国・道補助金として医療機器購入費の精査により、国民健康保険調整交付金247万5,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。8番、大関議員。

●8番

8番。私から、2点について伺いたいと思います。

まずは、42ページの支出における給与費の補正について、主に人事異動とのことですが、給料で1,008万7,000円の減額、43ページ、報酬において、看護師報酬が404万円の増額となっております。

また、48ページにおいては職員数が4名減少とのことですが、給与費における補正の内容について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

もう1点は、44ページの経費における委託料266万円の増額の内容についてお伺いしたいと思います。

●議長

町立病院参事。

●町立病院参事

第4回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまの大関議員からのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、人件費につきましては、議員ご指摘のとおり、給与費が減り、報酬が増えたという形での整理となっております。

当初予算時に計画しておりました、フルタイムの会計年度任用職員の雇用を4名想定していた部分が、勤務の実態といたしまして、今現在、パートタイムの会計年度任用職員に振り替わったことによりまして、給与費が減少し、報酬が増えているという形となっております。

内容といたしましては、看護師が2名と准看護師が1名、フルタイムで減少し、あわせてサービスつき高齢者向け住宅の相談員が1名減少しているという状況です。

それと、パートタイムで今現在雇用しているのは、看護師が2名、それと准看護師が1名という形で、看護師については同様の数がありまして、その中で勤務時間の調整が行われているという状況です。

それから、サービス付高齢者向け住宅につきましては、相談員1名退職がありました。が、もともとリハビリにありました退職再雇用の職員が、今回退職の再雇用となりまして、その職員につきましてはサービス付高齢者向け住宅での欠員のところに補充した形で勤務をいただいておりますので、人件費につきましても一般職のほうからサービス付高齢者向け住宅のほうに、このたび振替えを行わせていただいたということでの異動となっております。

それから、もう1点、委託費の増額の理由ということでございますが、増額となりました理由が2点ございます。

まず、1点目は、医師の確保対策といたしまして、北大の呼吸器内科のほうから紹介をいただきました札幌市の牧田病院という病院がございます。民間の病院でございます。こちら北大の呼吸器内科のほうとかなり結びつきの強い病院でございます、そちらのほうから医師の派遣を、今年の4月から新たにいただいている形になっております。

これにつきましては、4月から毎月1回という形で、第3金曜日に医師の派遣をいただいているという状況でございます、その部分、診療委託費の増額という形になっております。

それともう1点は、眼科の診療に関します医師の派遣でございます。これについては従来から北大の眼科のほうから全て派遣をいただいておりますが、今年の10月から来年の3月までの期間に関しまして、毎週金曜日に派遣いただいていた医師が、ちょっと確保が難しいという状況になりました。そのため北大の眼科のほうから、砂川市立病院の眼科のほうにお話をいただきまして、代替として砂川市立病院から今現在、金曜日に眼科の医師の派遣をいただいているという状況です。

北大のほうは、もともと報酬で措置しておりましたが、砂川市立病院に関しては委託によって診療いただくという形になっておりますので、合わせまして200万ちょっと増額となっているという状況でございます。

●議長

8番、大関議員。

●8番

1点目は理解しました。2点目の委託料ですが、補正なので、6年の3月までのあれかと思えますけれども、次年度の見通しみたいなのが分かればお伺いしたいと思います。

●議長

町立病院参事。

●町立病院参事

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、要点として挙げました2つの項目のうち、委託料増額の1点目、牧田病院という民間病院からの医師派遣につきましては、今後の町立病院の医師体制を考えた時に、医師を安定確保するための1つの方策として取り組んでおりますので、次年度以降も継続する方向で考えております。

また、眼科につきましては、あくまで今回、3月までの期間限定の措置ということで眼科医局から伺っておりますので、今年度のみに対応という形で考えております。

●議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

散会

●議長

お諮りします。
12月9日より12月11日は、議案調査のため、休会といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
12月9日より12月11日は、休会とすることに決定をいたしました。
以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、12月12日は午前10時より会議を再開いたしますので、よろしくお願ひします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(1 4 時 2 8 分)

令和5年第4回奈井江町議会定例会

令和5年12月12日（火曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第12号 奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 7号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第11号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 5 議案第 8号 町有財産の取得に係る議決事項の変更について
【奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その1）】
- 第 6 議案第 9号 町有財産の取得に係る議決事項の変更について
【奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その2）】
- 第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 8 選挙第 1号 奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第 9 意見案第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める意見書
- 第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第11 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第12 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	横 山 誠
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
総 務 課 課 長 補 佐	田 中 恵
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の最終日、ご出席大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、感染症予防のため議場出入口を半分開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承お願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、6 番大矢議員、7 番笹木議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 12 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9 時 5 9 分)

●議長

日程第 2、議案第 12 号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長。

おはようございます。定例会最終日お疲れさまです。

それでは、追加議案書の 85 ページをお開きください。

議案第 12 号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」。

令和 5 年 12 月 8 日提出、奈井江町長。

87 ページ。本案の提案理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。定例会出席お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして、定例会資料によりご説明いたしますので、追加資料の66ページ、資料8をご覧ください。

今回の改正の要点につきましては、令和5年12月6日公布されました「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が施行されることによりまして、戸籍証明書等の広域交付等が可能になることから、これに係る奈井江町手数料条例の一部を改正するものであります。

現在、全国の市区町村の戸籍データは、法務省においてコンピューターシステムにより管理されており、このシステムを活用した業務が市区町村において、可能となることから、これらにかかる手数料が追加されたことによるものでございます。

第2条中、別表の1(1)(4)関係では、本籍地以外の市区町村の戸籍窓口における戸籍・除籍謄本等の証明書の交付事務に係る手数料の追加であります。本籍地に請求しなくても、住んでいる市区町村の戸籍窓口で請求することができるようになる、いわゆる「広域交付」でございます。

次に、(3)(6)関係では、戸籍(除籍)電子証明書を活用するため、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号(個人の戸籍を特定する番号)の発行事務に係る手数料の追加であります。この識別符号を当該行政機関の窓口に提示することにより、戸籍証明書等の添付が不要になる、いわゆる「戸籍証明書等の添付書類の省略」であります。

次に、(7)関係では、従前の交付に加え、電子化された戸籍の届出、若しくは申請の受理の証明書の交付事務が追加されることであります。

次に、(8)では、従前の閲覧の提供に加え、電子化された戸籍の届出書や受理した書類の内容を表示したものの閲覧の提供が追加されることであります。

なお、それぞれ手数料の額については、次ページの資料9、新旧対照表の「改正後」に記載の額となり、施行日は令和6年3月1日となります。

以上、「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」の改正点についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定とまりますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第3、議案第7号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長。

議案書78ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

本案の提案理由につきましては、国が規定する特定教育・保育の取扱方針等の基準について一部改正が行われたことから、これに準じて条文の整理等、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時05分)

●議長

日程第4、議案第11号「空知中部広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副町長 登壇)

●副町長。

議案書82ページをお開きください。

議案第11号「空知中部広域連合規約の変更について」、地方自治法の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

本規約の変更については、組織体制強化を図るため、広域連合長を補佐する事務管理者1名を、関係市町の副市町長のうちから広域連合議会の同意を得て選任しようとする

ものであり、本規約の一部を変更することについて協議するため提出するものであります。

以上、空知中部広域連合規約の変更についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり、可決されました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第5、議案第8号「町有財産の取得に係る議決事項の変更について」、奈井江町役場新庁舎什器・備品購入(その1)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長。

議案書79ページを開きください。

議案第8号「町有財産の取得に係る議決事項の変更について」。

下記のとおり奈井江町役場新庁舎什器、備品購入（その1）の一部を変更するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約金額の変更について、取得する什器、備品の数量の見直しを行うもので、職員配置のレイアウト変更に伴い、ワゴン・事務椅子をそれぞれ1台追加、議会システムの操作卓を工事の造作家具で対応するための削減により、変更前の額4,950万円から6万1,820円増額の4,956万1,820円に変更するものであります。

以上、議案第8号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時09分)

●議長

日程第6、議案第9号「町有財産の取得に係る議決事項の変更について」、奈井江町役場新調者什器・備品購入(その2)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長。

議案書80ページを開きください。

議案第9号「町有財産の議決事項の変更について」。

下記のとおり、奈井江町役場新庁舎什器・備品購入(その2)の一部を変更するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約金額の変更について、取得する什器・備品の数量の見直しを行うもので、職員長靴収納ロッカーを工事の造作家具で対応するため削減を行い、変更前の額3,300万円から42万3,390円減額の3,257万6,610円に変更するものであります。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第7、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長。

おはようございます。

議案書83ページをお開きください。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」、令和6年3月31日付もって任期満了となる人権擁護委員の別部睦子氏について、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、町議会の意見を問うものであります。

令和5年12月8日提出、奈井江町長。

なお、別部氏の履歴については、次のページに記載していますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第8 選挙第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第8、選挙第1号「奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を行います。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

選挙第1号「奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」。

奈井江町選挙管理委員会委員及び同補充員が全員令和5年12月22日任期満了となるので、地方自治法第182条及び同条第2項の規定に基づき、同委員並びに補充員の選挙を行う。

選挙管理委員会委員、桃木良子氏、鈴木敏正氏、稲垣英毅氏、鈴木陽子氏。同補充員、堀浩二氏、小島和博氏、馬場寿恵氏、仲丸澄枝氏。

以上でございます。

●議長

お諮りします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には、桃木良子氏、鈴木敏正氏、稲垣英毅氏、鈴木陽子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

ただいま、指名いたしました桃木良子氏、鈴木敏正氏、稲垣英毅氏、鈴木陽子氏、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

選挙管理委員の補充委員には、堀浩二氏、小島和博氏、馬場寿恵氏、仲丸澄枝氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました方を選挙管理委員の補充委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

ただいま、指名いたしました堀浩二氏、小島和弘氏、馬場寿恵氏、仲丸澄江氏、以上の方が選挙管理委員の補充委員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序につきましては、ただいま、議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定をいたしました。

日程第9 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第9、意見案第1号「補聴器購入助成制度の創設を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「補聴器購入助成制度の創設を求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和5年12月12日提出。提案者、奈井江町議会議員星厚早、賛成者、奈井江町議会議員遠藤共子、同じく大関光敏。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、北海道知事。

次ページをお開きください。

補聴器購入助成制度の創設を求める意見書。前文を省略いたします。

記といたしまして、1、加齢性難聴に対する補聴器購入助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日。北海道空地郡奈井江町議会議長。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、北海道知事。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。2番、星議員。

●2番

2番、星です。おはようございます。

提案者の立場より議題となりました補聴器購入助成制度の創設を求める意見書案につきまして、補足説明させていただきたいと思っております。

少子高齢化社会になって、奈井江町でも高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にな

らなければなりません。しかし、加齢性難聴による身体機能の低下は、日常生活の会話が困難になり、生活に必要な外出や家族の意思疎通に支障をきたすこととなります。

この補聴器の必要性は、町民の皆さんから署名を283筆いただいております。その際に、このような声がありました。「最近、耳が年とともに聞こえなくなってきた。テレビの音量もかなり大きくしないと駄目なんだよね」とか、「補聴器は本当に高くて手が出ない。だからテレビショッピングで安い補聴器を買ったんですけども、実は集音器だったみたい。我慢するしかないね」このような声があり、まさしく購入我慢、諦めの要素を呈しています。

加齢性難聴に対する補聴器購入制度を実施している自治体が広がっております。東川町、赤井川村、そして近隣の赤平市、歌志内市などが実施している自治体です。

奈井江町においても高齢化社会にあって高齢者の日常生活に必要な施策として、高齢者の加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度の創設を強く求めたいと思います。

●議長

休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

星議員。

●2番

今の部分、「奈井江町に対して」というところの部分削除させていただきたいと思います。

改めて国や道に……。

●議長

発言、待ってください。

ただいま星議員から、今の「奈井江町に」という部分を削除したいということでありますけれども、これを認めてよろしいですね。

(異議なし)

●議長

はい、それでは続けてください。

●2番

国や道に補聴器購入補助制度の助成を強く要望したいと思います。全議員のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第10 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時22分)

●議長

日程第10、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に不足することに決定をいたしました。

日程第11 調査第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時23分)

●議長

日程第11、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号、冬期間の道路管理について（現地調査を含む）、調査第2号、令和5年度作況状況について、調査第3号、町立国保病院の管理運営について、調査日程3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 調査第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第12、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年奈井江町議会第4回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご

苦勞さまでした。

(1 0 時 2 6 分)